

第4期いわき市障害福祉計画(素案)
(平成27年度～平成29年度)

いわき市

第4期いわき市障がい福祉計画(平成27年度～平成29年度)

目次

I 計画の基本理念等

- 1 計画の基本理念
- 2 計画策定の趣旨
- 3 第4期障害福祉計画における指針の主な改正内容について
- 4 他計画との関係
- 5 本市における圏域の考え方
- 6 計画期間、PDCAサイクルに基づく点検と評価

II 障がい者を取りまく現状

- 1 本市における障がい者等の現状
- 2 障害福祉サービス等の支給決定の現状

III 障害福祉サービス等の必要な量の見込及び見込確保のための方策

- 1 障害福祉サービス
 - (1) 訪問系サービス
 - (2) 日中活動系サービス
 - (3) 施設系サービス
- 2 相談支援
- 3 障害児通所支援

- 4 平成29年度までの目標値の設定
 - (1) 施設入所者の地域生活への移行
 - (2) 地域生活支援拠点等の整備
 - (3) 福祉施設の利用者の一般就労への移行

- 5 地域生活支援事業の実施に関する事項
 - (1) 相談支援事業
 - (2) 意思疎通支援事業
 - (3) 日常生活用具給付等事業
 - (4) 移動支援事業
 - (5) 地域活動支援センター事業
 - (6) 知的障害者福祉ホーム
 - (7) 訪問入浴サービス事業
 - (8) 更生訓練費給付事業
 - (9) 点字指導員派遣事業

- (10) 日中一時支援事業
- (11) スポーツ・レクリエーション教室開催事業
- (12) 登録手話通訳者等養成研修事業
- (13) 身体障がい者自動車改造・操作訓練費補助金
- (14) 成年後見制度利用支援事業
- (15) 成年後見制度法人後見支援事業

IV 第4次いわき市障がい者計画行動計画

- 1 第4次障がい者計画の基本理念
- 2 障がい者計画と障害福祉計画の関係
- 3 施策体系
- 4 施策分野及び基本的方向性
- 5 市が取り組む施策一覧

V 資料

- 1 障がい福祉施設一覧
- 2 自立支援協議会委員名簿
- 3 自立支援協議会における検討
- 4 協議会での検討過程
- 5 用語集

I 計画の基本理念等

1 計画の基本理念

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条に基づき、国の定める基本指針に即して、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がい者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、障害福祉サービス等の必要な量の見込みと、そのサービス等の必要な量を確保するための方策を定めて本市におけるサービス提供体制の計画的な整備を図るために策定するものです。

2 計画策定の経緯及び策定の趣旨

平成 18 年 4 月に、障がいのある人や障がいのある子どもが自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現を目指し、障害者自立支援法（現在は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）が施行されました。その目的を達成するにあたり、市町村は、国が定めた基本指針¹に則して、障害福祉サービス、相談支援、児童通所支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関する計画（障害福祉計画）の策定が義務付けられています。

本市においても、平成 18 年度から平成 20 年度までを第 1 期、21 年度から 23 年度までを第 2 期、平成 24 年度から平成 26 年度までを第 3 期として障害福祉計画を策定し、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、計画的に施策の推進を図ってきました。

「第 4 期いわき市障害福祉計画」は、第 3 期障害福祉計画の数値目標に対する進捗状況や、各年度における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年を計画期間とし、具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込量を設定し、本市における施策の一層の充実を図るために策定するものです。

¹ 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針

市町村障害福祉計画において掲げる事項（障害者総合支援法第 88 条第 2 項）

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 第 4 期障害福祉計画における指針の主な改正内容について

(1) 障がい者の地域生活の支援のための規定の整備

「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」（平成 25 年 10 月 11 日障害者の地域生活の推進に関する検討会取りまとめ）を踏まえ、地域における障害者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点（以下「地域生活支援拠点」という。）の整備の方向性等を定めるとされたことから、本市においても整備について検討します。

(2) 相談支援体制の充実・強化に関する規定の整備

計画相談支援の利用者数の増加に向け、さらなる体制の整備、地域移行支援及び地域定着支援の体制の整備、協議会における関係者の有機的な連携の必要性等が定められたことから、相談支援専門員の確保及び質の向上等に取り組み、市地域自立支援協議会との意見を踏まえながら、本市における相談支援体制がさらに充実するよう取り組んでまいります。

(3) 障害児支援の体制整備に係る規定の整備

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づき、都道府県及び市町村が作成することとなる「子ども・子育て支援計画」において、障害児支援に係る記載がなされる予定であること等を踏まえ、基本指針においても障害児支援の提供体制の確保に関する事項が定められたことから、第 4 期障害福祉計画から新たに位置付けることとします。

(4) 障害福祉計画の作成に係る平成 29 年度の目標設定

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成 25 年度末時点における施設入所者の 12%以上が平成 29 年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成 29 年度末時点における福祉施設入所者を、平成 25 年度末時点から 4%以上削減することを基本とするとされたことから、本市の実情を勘案しながら、地域移行支援及び地域定着支援の利用実績を伸ばす等して、地域移行が円滑にすすむようなサービス基盤等の整備を図ってまいります。

イ 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針を踏まえ、都道府県は、平成 29 年度までの目標として、入院後 3 ヶ月時点の退院率、入院後 1 年時点の退院率及び長期在院者数の減少に関する目標（※）を設定するとされました。なお、入院後 3 ヶ月時点の退院率及び入院後 1 年時点の退院率について、既に実績をあげている都道府県においては、その実績を維持すること又は更に向上させることが目標となっております。

（※）

- ・平成 29 年度における入院後 3 か月経過時点の退院率を 64%以上
- ・平成 29 年度における入院後 1 年経過時点の退院率を 91%以上
- ・平成 29 年 6 月末時点における長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点から 18%以上減少

ウ 地域生活支援拠点等の整備

市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成 29 年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも 1 つ整備することを基本とするとされたことから、本市の実情を勘案しながら、整備に向けた検討をします。

エ 福祉施設から一般就労への移行等

平成 29 年度中に一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上にするとともに、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標（※）を設定する

とされたことから、数値目標を定めて福祉施設からの一般就労への移行を進めてまいります。

(※)

- ・平成 29 年度末における利用者数を平成 25 年度末から 6 割以上増加
- ・全体の 5 割以上の事業所が就労移行率 3 割以上を達成

(5) 障害福祉計画に定める事項について、調査、分析、及び評価を行うことに関する規定の整備障害福祉計画における目標等について、少なくとも年に 1 回は実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害福祉計画の見直しの措置を講じること等を盛り込むとされました（PDCA サイクル²の導入）。

² 「PDCA サイクル」：計画（Plan：P）、実施（Do：D）、評価（Check：C）、改善（Act：A）の 4 段階のプロセスにより事業の運営管理を行う手法

4 他計画との関係

「第4期いわき市障害福祉計画」は、「第4次いわき市障がい者計画」行動計画として位置づけされており、「新・いわき市総合計画」を踏まえながら、「いわき市地域福祉計画」、「高齢者保健福祉計画」、「新・いわき市子育て支援計画後期行動計画」、「健康いわき 21」等の本市の関連する諸計画と連動し、保健福祉をはじめとする様々な分野にわたる障がいのある方に関する施策の実施計画として策定するものです。

5 本市における圏域（区域設定）の考え方

平成26年3月に策定された、本計画の基本計画である「第4次いわき市障がい者計画」と保健福祉分野の他の個別計画を総合的に横につなぐ「新・いわき市地域福祉計画」において、地区保健福祉センターエリアを単位とした連携体制の確立を図ることとされたことから、7つの圏域を基本に、障がい福祉サービス等の提供のバランスに配慮できるような区域設定をします。

なお、委託相談支援事業についても7つの圏域毎に設置されております。

委託相談支援事業所の設置状況

担当地区	地区保健福祉センター	法人名 【事業所名】
平地区	平地区保健福祉センター	<u>(常磐線より南)</u> (社福) いわき福音協会 【障害者総合生活支援センターふくいん】 <u>(常磐線より北)</u> (社福) 希望の杜福祉会 【スペースけやき】 <u>(神谷付近)</u> (NPO) 母子通園センター 【いわき母子訓練センター】
小名浜地区	小名浜地区保健福祉センター	(社福) 誠心会 【せんとらる】
勿来・田人地区	勿来・田人地区保健福祉センター	(NPO) 子どもの家 【いわき地域療育センター】
常磐・遠野地区	常磐・遠野地区保健福祉センター	(社福) 育成会 【ライフサポートセンター「ゆう・ゆう」】
内郷・好間・三和地区	内郷・好間・三和地区保健福祉センター	(公財) いわき市社会福祉施設事業団 【いわき市障害者生活介護センター】
四倉・久之浜大久地区	四倉・久之浜大久地区保健福祉センター	(NPO) 母子通園センター 【いわき母子訓練センター】
小川・川前地区	小川・川前地区保健福祉センター	(社福) 希望の杜福祉会 【スペースけやき】

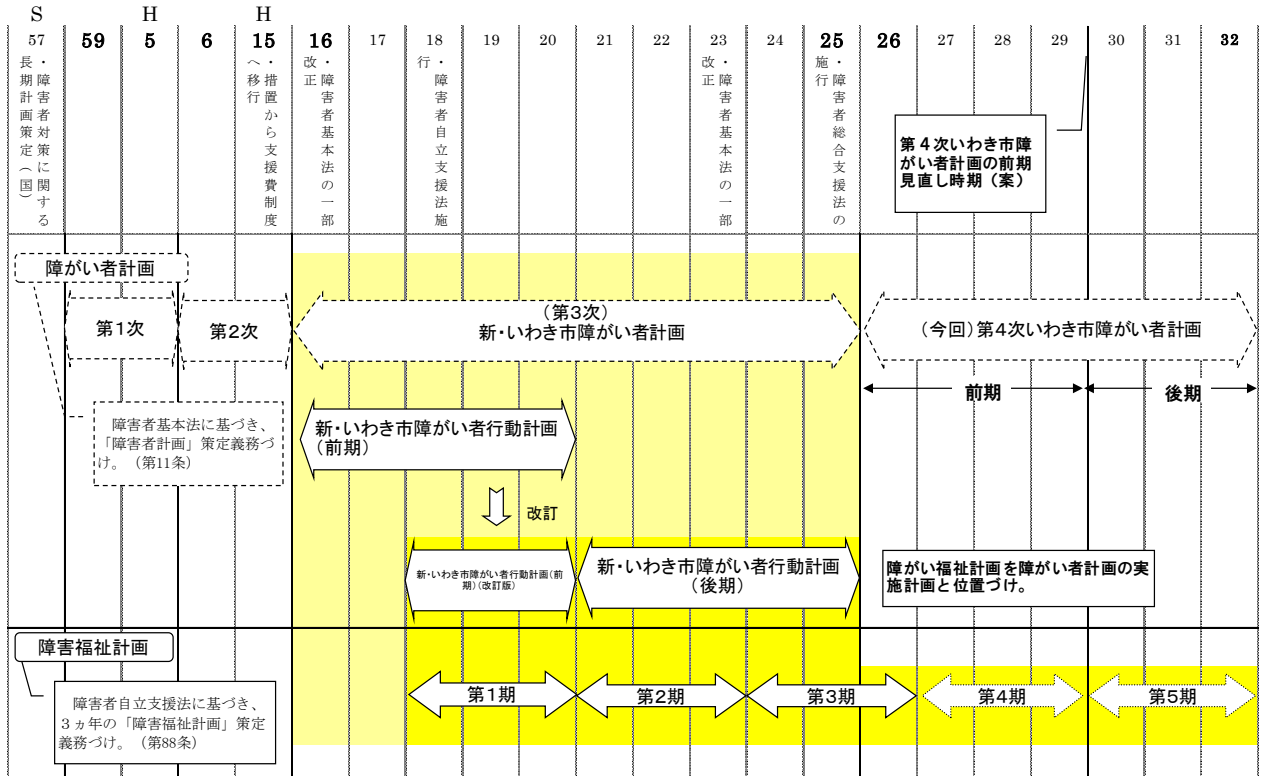
6 計画期間、PDCAサイクルに基づく点検と評価

第4期いわき市障害福祉計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間（平成24年度から平成26年度までの3年間とします。計画期間において、障害福祉計画に盛り込んだ事項について、見直しの必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更を行います。

計画を見直す際は、PDCAサイクルを導入し、成果目標及び活動

指標については、年1回は実績を把握し、国の障害者制度改革及び関連施策の動向、社会状況等の変化を踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析及び評価を行います。

【「いわき市障がい者計画」、「いわき市障がい者計画行動計画」及び「障がい福祉計画」の関係及び計画期間について】



Ⅱ 障がい者を取りまく現状

集計・整理中

Ⅲ 障害福祉サービス等の必要な量の見込及び見込確保のための方策

1 障害福祉サービス

障害福祉サービスとは、個々の障がいのある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービスです。

介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。

利用者負担は、サービス量と所得に着目した仕組み（原則 1 割の定率負担と所得に応じた月額負担上限額の設定）となっています。

(1) 訪問系サービス

- ア 居宅介護
- イ 重度訪問介護
- ウ 同行援護
- エ 行動援護
- オ 重度障害者等包括支援

(7) 事業の内容

<p>【居宅介護】</p> <p>居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。</p>
<p>【重度訪問介護】</p> <p>重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。</p>
<p>【同行援護】</p> <p>視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。</p>
<p>【行動援護】</p> <p>障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。</p>
<p>【重度障害者等包括支援】</p> <p>重度の障がい者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。</p>

(イ) 第3期障害福祉計画の進捗状況

指標	単位	H24			H25			H26（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
利用者数	人	454	479	105.5%	477	518	108.6%	501	522	104.2%
利用量	時間/月	10,865	10,791	99.3%	11,502	11,521	100.2%	12,154	12,354	101.6%

〔現状の分析及び傾向〕

計画期間内において、新規の居宅介護事業所の増加等があったことから、全体的に利用者数、利用量は徐々に増加しています。今後も地域移行を推進していく等の観点から、在宅で居宅介護を利用する障がい者数は伸びていく傾向にあると考えられます。

また、**障害福祉サービス**を利用する障がい者の高齢化がすすみ、不足する介護量を介護保険サービスにより確保する状況が増え、サービス提供等が増加することが見込まれます。

〔課題〕

- 介護人材の離職率が高い状況が、委託相談支援事業所、アンケート及び自立支援協議会専門部会から**問題提起がされており**、ヘルパー従事者の雇用定着及び早期離職の防止が課題。
- 同行援護の従事者、サービス管理責任者の資格要件に経過措置が設けられていることから、**未受講者の受講促進が必要**。
- 平成26年4月から重度訪問介護の対象に、**知的・精神障がい者が拡大されたことから、今後のサービス量の増加**。

(ウ) 第4期障害福祉計画

〔実施に関する考え方及び量の見込み〕

第3期障害福祉計画の進捗状況を踏まえ、今後のサービス利用者は増加し、サービス提供量が伸びていくものと見込み、各サービスの過去3箇年（平成24年度から平成26年度まで）の伸び率の平均値を乗じて見込みます。

指標	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	人			
利用量	時間／月			

(2) 日中活動系サービス

ア 生活介護

(7) 事業の内容

【生活介護】

障害者支援施設その他の便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

(4) 第3期障害福祉計画の進捗状況

指標	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
利用者数	人	719	718	99.9%	740	741	100.1%	767	752	98.0%
利用量	日／月	13,542	12,355	91.2%	13,835	13,051	94.3%	14,223	14,088	99.1%
箇所数	箇所	25	22	88.0%	26	23	88.5%	26	25	96.2%

〔現状の分析及び傾向〕

実績値については、概ね計画どおり推移していますが、新規事業所の開始、特別支援学校卒業生の利用等が見込まれるため、利用者数、利用量は徐々に増加しております。希望する利用回数が利用できない状況が確認されており、今後も利用者数、利用量は伸びていくものと考えられます。

〔課題〕

- 特別支援学校の卒業生等が、希望どおり利用できる体制の整備。
- 関係団体から定員増等の要望や南部地域におけるサービス提供事業所が少ない等の問題提起がされている。
- 重症心身障がい者等に対する医療的ケア、入浴の機会の確保。

(ウ) 第4期障害福祉計画

[実施に関する考え方及び量の見込み]

第3期障害福祉計画の進捗状況を踏まえ、今後のサービス利用者は増加し、サービス提供量が伸びていくものと見込み、各サービスの過去3箇年（平成24年度から平成26年度まで）の伸び率の平均値を乗じて見込みます。

指標	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	人			
利用量	日/月			
箇所数	箇所	28	28	30

ウ 自立訓練

(7) 事業の内容

【自立訓練（機能訓練）】

身体障がいをもつ者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

【自立訓練（生活訓練）】

知的障がい又は精神障がいをもつ者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

【宿泊型自立訓練】

知的障害又は精神障害をもつ者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

(4) 第3期障害福祉計画の進捗状況

指標	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
利用者数	人	53	64	120.8%	53	58	109.4%	58		0.0%
利用量	日／月	1,087	893	82.2%	1,087	859	79.0%	1,218		0.0%
箇所数	箇所	3	3	100.0%	3	3	100.0%	4	3	75.0%

〔現状の分析及び傾向〕

実績値については、概ね計画どおり推移していますが、新規事業所の開始、特別支援学校卒業生の利用等があったことから、利用者数、利用量は徐々に増加しております。今後も利用者数、利用量は伸びて

いくものと考えられます。

〔課題〕

- 自立訓練（機能訓練）は市内に事業所がありません。
- 東日本大震災以降、市内の賃貸住宅等の空き物件が不足していることがあり、宿泊型自立訓練から地域移行する障がい者の住居の確保が、困難な状況がみられます。

(ウ) 第4期障害福祉計画

〔実施に関する考え方及び量の見込み〕

第3期障害福祉計画の進捗状況を踏まえ、今後のサービス利用者は増加し、サービス提供量が伸びていくものと見込み、各サービスの過去3箇年（平成24年度から平成26年度まで）の伸び率の平均値を乗じて見込みます。

指標	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	人			
利用量	日／月			
箇所数	箇所	3	3	3

エ 就労移行支援

(7) 事業の内容

【就労移行支援】

就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

(4) 第 3 期障害福祉計画の進捗状況

指標	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
利用者数	人	31	34	109.7%	31	45	145.2%	31	52	167.7%
利用量	日/月	496	402	81.0%	496	419	84.5%	496	486	98.0%
箇所数	箇所	3	3	100.0%	3	4	133.3%	3	5	166.7%

〔現状の分析及び傾向〕

実績値については、概ね計画どおり推移していますが、新規事業所の開始、特別支援学校卒業生の利用等があったため、利用者数、利用量は徐々に増加しております。就労継続支援 B 型利用に伴う経過措置が終了することから、利用者数、利用量は伸びていくものと考えられます。

〔課題〕

- 就労支援部会からの検討課題として身体障がい者対応の事業所が不足しているとの問題提起がされている。
- 一般就労への移行実績の増加。
- 就労継続支援 B 型アセスメントの実施。
- 新規事業所の参入促進。
- 工賃の向上。

(4) 第 4 期障害福祉計画

[実施に関する考え方及び量の見込み]

第3期障害福祉計画の進捗状況を踏まえ、今後のサービス利用者は、**就労継続支援B型利用に伴う経過措置が終了することに伴い**、利用者が増加し、サービス提供量が伸びていくものと見込んでおります。各サービスの過去3箇年（平成24年度から平成26年度まで）の伸び率の平均値を乗じて見込みます。

指標	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	人			
利用量	日/月			
箇所数	箇所	5	8	8

オ 就労継続支援（A型）

(7) 事業の内容

【就労継続支援（A型）】

企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

(4) 第3期障害福祉計画の進捗状況

指標	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
利用者数	人	25	20	80.0%	35	32	91.4%	35	28	80.0%
利用量	日/月	475	340	71.6%	665	535	80.5%	665	545	82.0%
箇所数	箇所	2	2	100.0%	3	2	66.7%	3	2	66.7%

〔現状の分析及び傾向〕

実績値については、概ね計画どおり推移していますが、新規事業所の開始等はありませんでした。利用者数、利用量について徐々に増加している傾向にあることから、今後も利用者数、利用量は伸びていくものと考えられます。

〔課題〕

- 就労支援部会からの検討課題として身体障がい者対応の事業所が不足しているとの問題提起がされている。
- 工賃の向上。
- 新規事業所の参入促進。

(ウ) 第4期障害福祉計画

〔実施に関する考え方及び量の見込み〕

第3期障害福祉計画の進捗状況を踏まえ、今後のサービス利用者は増加し、サービス提供量が伸びていくものと見込み、各サービスの過去3箇年（平成24年度から平成26年度まで）の伸び率の平均値を乗

て見込みます。

指標	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	人			
利用量	日／月			
箇所数	箇所	2	2	2

カ 就労継続支援（B型）

(7) 事業の内容

【就労継続支援（B型）】

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

(イ) 第3期障害福祉計画の進捗状況

指標	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
利用者数	人	517	570	110.3%	577	578	100.2%	610	536	87.9%
利用量	日／月	8,789	8,790	100.0%	9,812	9,115	92.9%	10,377	9,755	94.0%
箇所数	箇所	28	26	92.9%	29	26	89.7%	29	26	89.7%

〔現状の分析及び傾向〕

実績値については、概ね計画どおり推移していますが、新規事業所の開始、特別支援学校卒業生の利用等が見込まれるため、利用者数、利用量は徐々に増加しております。今後も利用者数、利用量は伸びていくものと考えられます。

〔課題〕

- 就労支援部会からの検討課題として身体障がい者対応の事業所が不足していると問題提起されている。
- 利用者的一般就労への移行増
- 工賃の向上

(ウ) 第4期障害福祉計画

〔実施に関する考え方及び量の見込み〕

第3期障害福祉計画の進捗状況を踏まえ、今後のサービス利用者は増加し、サービス提供量が伸びていくものと見込み、各サービスの過去3箇年（平成24年度から平成26年度まで）の伸び率の平均値を乗て見込みます。

指標	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	人			
利用量	日／月			
箇所数	箇所	26	28	28

キ 療養介護

(7) 事業の内容

【療養介護】

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

(イ) 第3期障害福祉計画の進捗状況

指標	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
利用者数	人	60	61	101.7%	60	61	101.7%	60	69	115.0%

〔現状の分析及び傾向〕

実績値については、概ね計画どおり推移しており今後も人数の増減がみられます

〔課題〕

- 措置入所している障がい児が障がい者に移行した際に、契約制度にスムーズに移行できるしくみ作り。
- 継続して医療的ケアが受けられるしくみ作り。

(ウ) 第4期障害福祉計画

〔実施に関する考え方及び量の見込み〕

第3期障害福祉計画の進捗状況を踏まえ、今後のサービス利用者は増加し、サービス提供量が伸びていくものと見込み、各サービスの過去3箇年（平成24年度から平成26年度まで）の伸び率を見込んで算出します。

指標	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	人			
箇所数	箇所	2	2	2

ク 短期入所

(7) 事業の内容

【短期入所】

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。

(イ) 第3期障害福祉計画の進捗状況

指標	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
利用者数	人	49	58	118.4%	49	143	291.8%	49	71	144.9%
利用量	日/月	322	382	118.6%	322	432	134.2%	322	441	137.0%
箇所数	箇所数	13	12	92.3%	13	12	92.3%	13	13	100.0%

〔現状の分析及び傾向〕

実績値については、概ね計画どおり推移していますが、利用者数、利用量は徐々に増加しております。1人あたりの利用日数が少ない状況がありますが、今後も利用者数、利用量は伸びていくものと考えられます。

〔課題〕

- 関係団体から事業所の空きが少なく、短期入所を利用したい時に、利用できない等の問題提起がされている。
- 自立支援協議会において、短期入所事業所の不足について意見がある。
- 事業所への意向調査の結果、新規事業所は微増にとどまっている。

(ウ) 第4期障害福祉計画

〔実施に関する考え方及び量の見込み〕

第3期障害福祉計画の進捗状況を踏まえ、今後のサービス利用者は増

加し、サービス提供量が伸びていくものと見込み、各サービスの過去3箇年（平成24年度から平成26年度まで）の伸び率の平均値を乗じて見込みます。

指標	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	人			
利用量	日／月			
箇所数	箇所	14	14	14

(3) 施設系サービス

ア 共同生活援助

(7) 事業の内容

【共同生活援助】

地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

(イ) 第3期障害福祉計画の進捗状況

指標	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
知的	人	229	213	93.0%	244	225	92.2%	259	239	92.3%
精神	人	95	104	109.5%	113	112	99.1%	131	122	93.1%
身体	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	人	324	317	97.8%	357	337	94.4%	390	361	92.6%

〔現状の分析及び傾向〕

実績値については、概ね計画どおり推移していますが、新規事業所の開始及び定員増に伴い、利用者数、利用量は徐々に増加しております。今後も施設入所者や精神科病院等からの地域移行に伴い、利用者数、利用量は伸びていくものと考えられます。

〔課題〕

- 東日本大震災以降、市内の賃貸住宅等の空き物件が不足している状況にあり、共同生活住居の整備に支障をきたしている。
- 地域生活支援部会において世話人の確保が課題としてあげられており、世話人の身分保障や雇用の定着について検討する必要がある。

(ウ) 第4期障害福祉計画

〔実施に関する考え方及び量の見込み〕

第3期障害福祉計画の進捗状況を踏まえ、今後のサービス利用者は増加し、サービス提供量が伸びていくものと見込み、各サービスの過去3箇年（平成24年度から平成26年度まで）の伸び率の平均値を乗じて算出します。

指標	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	人			
住居数	箇所	14	16	16
定員	人	370	388	396

※市外施設の利用者数を含む。

イ 施設入所支援

(7) 事業の内容

【施設入所支援】

施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

(イ) 第3期障害福祉計画の進捗状況

指標	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
利用者数	人	314	321	102.2%	314	328	104.5%	314	317	101.0%

※市外施設の利用者数を含む。

〔現状の分析及び傾向〕

実績値にほとんど変化はなく、施設入所者の死亡等により一時的に入所者が減となりますが、地域移行の実績がほとんどない状況です。

〔課題〕

- 施設入所者の地域移行者数の増。
- 施設入所者の高齢化及び重度化。

(ウ) 第4期障害福祉計画

〔実施に関する考え方及び量の見込み〕

第3期障害福祉計画の進捗状況を踏まえ、サービス提供量が伸びていくものと見込み、各サービスの過去3箇年（平成24年度から平成26年度まで）の伸び率の平均値を乗じて見込みます。

指標	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	人			
利用量	日／月			
箇所数	箇所	6	6	6

2 相談支援

- (1) 計画相談支援
- (2) 地域移行支援
- (3) 地域定着支援

(7) 事業の内容

【計画相談支援】

障害福祉サービスを申請した障がい者（児）について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

【地域移行支援】

入所施設に入所している障がい者、又は精神科病院に入院している精神障がい者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

【地域定着支援】

居宅で単身等で生活する障がい者であって、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行います。

(イ) 第3期障害福祉計画の進捗状況

指標	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
計画相談支援	件	500	268	53.6%	500	761	152.2%	600	665	110.8%
地域移行支援	件	74	6	8.1%	74	2	2.7%	74	3	4.1%
地域定着支援	件	44	0	0.0%	44	0	0.0%	44	3	6.8%

〔現状の分析及び傾向〕

平成 27 年 3 月までにすべてのサービス利用者に対して、セルフプラン作成者を除いた計画相談支援の作成が達成される見込みです。

一方、地域移行支援、地域定着支援については利用実績がほとんどない状況です。

〔課題〕

【計画相談支援】

- 自立支援協議会運営会議におけるセルフプランの対象の見直しを含めた検討。
- セルフプラン利用者に対するケアマネジメントの実施。
- 相談支援専門員の行うケアマネジメントの質の確保。
- 県主催の相談支援専門員研修への優先的受講の働きかけ。

【地域移行支援】【地域定着支援】

- 新規事業所の参入促進の働きかけ。
- 地域移行支援、地域定着支援の利用実績の増。
- 医療機関、相談支援、関係事業所。市保健福祉部門による今後の体制づくり。

(ウ)第 4 期障害福祉計画

〔実施に関する考え方及び量の見込み〕

第 3 期障害福祉計画の進捗状況を踏まえ、今後のサービス利用者は増加し、サービス提供量が伸びていくものと見込み、各サービスの過去 3 箇年（平成 24 年度から平成 26 年度まで）の伸び率を見込んで算出します。

【計画相談支援】

指標	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	人			
利用量	件数			
事業所数	箇所	17	17	17

【地域移行支援】

指標	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	人			
利用量	件数			
事業所数	箇所	6	6	6

【地域定着支援】

指標	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	人			
利用量	件数			
事業所数	箇所	6	6	6

3 障害児支援

- (1) 児童発達支援
- (2) 放課後等デイサービス
- (3) 保育所等訪問支援
- (4) 医療型児童発達支援

(7) 事業の内容

【児童発達支援】

日常生活における基本的な動作を習得したり、集団生活に適応するための訓練など個別の療育プログラムを個別支援計画に基づき提供します。未就学の障害児および学籍のない18歳未満の障害児が対象です。

【放課後等デイサービス】

学校授業終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な支援や余暇の提供などを個別支援計画に基づき提供します。学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児が対象です。

【保育所等訪問支援】

保育所等に通う障害児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

(イ) 第3期障害福祉計画の計画期間の実施状況

	指標	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
児童デイサービス	利用者数	人	264		
	利用量	人日	1,688		
児童発達支援	利用者数	人	109	191	153
	利用量	人日	3,653	6,198	6,662
放課後等 デイサービス	利用者数	人	259	262	237
	利用量	人日	16,143	18,508	20,106

〔現状の分析及び傾向〕

実績値については、概ね計画どおり推移していますが、新規事業所の開始、特別支援学校卒業生の利用等が見込まれるため、利用者数、利用量は徐々に増加しております。今後も利用者数、利用量は伸びていくものと考えられます。

〔課題〕

- 南部地域における障害児通所支援のサービス提供事業所の確保
- 適切なサービス提供の確保に努め、障がいのある子どもの療育体制の充実や居場所づくりの促進。

(ウ) 第4期障害福祉計画

〔実施に関する考え方及び量の見込み〕

今後のサービス利用者は増加し、サービス提供量が伸びていくものと見込み、各サービスの過去3箇年（平成24年度から平成26年度まで）の伸び率の平均値を見込んで算出します。

【児童発達支援】

指標	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	人	153			
利用量	日／月	6,662			
箇所数	箇所	10	12	14	14

【放課後等デイサービス】

指標	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	人	237			
利用量	日／月	20,106			
箇所数	箇所	11	13	15	15

【保育所等訪問支援】

指標	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	人	0			
利用量	日／月	0			
箇所数	箇所	2	2	2	2

(5) 障害児相談支援

(7) 事業の内容

【障害児相談支援】

障害児通所支援を申請した障害者（児）について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

(イ) 第3期障害福祉計画の進捗状況

指標	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
利用者数	人	4	285	366
件数	件	16	505	1,082
箇所数	箇所	6	6	7

〔現状の分析及び傾向〕

概ね順調に実績を伸ばしており、平成27年3月までにすべてのサービス利用者に対して、セルフプラン作成者を除いた障害児相談支援の作成が達成される見込みです。

〔課題〕

- 障害児相談支援事業所の新規参入の促進。
- 相談支援専門員の養成及び確保。

(ウ) 第4期障害福祉計画

〔実施に関する考え方及び量の見込み〕

第3期障害福祉計画の進捗状況を踏まえ、今後のサービス利用者は増加し、サービス提供量が伸びていくものと見込み、各サービスの過去3箇年（平成24年度から平成26年度まで）の伸び率を見込んで算出します。

指標	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	人				
件数	件				
箇所数	箇所	7	7	7	7

4 平成 29 年度までの目標値の設定

平成 26 年 5 月 15 日に改正された「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、国の基本方針）に基づき、施設入所者の地域生活への移行、地域生活支援拠点等の整備及び福祉施設の利用者の一般就労への移行について、平成 29 年度の目標値を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者のうち、グループホーム（共同生活援助）やケアホーム（共同生活介護）、一般住宅等（アパート、自宅他）に移行する人数を見込み、平成 29 年度末における地域生活移行者数の目標値を定めます。

【成果目標 1】

平成 25 年度末時点における施設入所者（317 人）の 12%（39 人）が平成 29 年度末までに地域生活へ移行することをめざします。

【国の基本方針】

平成 25 年度末時点における施設入所者の 12%以上が平成 29 年度末までに地域生活へ移行する。

【本市の考え方】

検討中

【成果目標 2】

平成 29 年度末時点における福祉施設入所者を平成 25 年度末時点（317 人）から 2%（13 人）削減することをめざします。

【国の基本方針】

平成 29 年度末時点における福祉施設入所者を、平成 25 年度末時点から 4%以上削減する。

【本市の考え方】

検討中

【見込確保のための方策】

障がい者の地域での自立した生活に向けて、施設からの地域移行の促進を図るため、社会福祉法人等と連携し、グループホームの整備を働きかけ、必要な支援を行います。また、障がい者の住まいの確保に向け、「住宅セーフティネット法」や家賃債務保証制度の活用について検討します。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

平成 29 年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を整備する目標値を定めます。

【成果目標】

平成 29 年度末までに、本市において、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも 1 つ整備することをめざします。

【国の基本方針】

平成 29 年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも 1 つ整備する。

【本市の考え方】

検討中

【見込確保のための方策】

地域生活支援拠点等の整備については、障がい者の地域での生活を支援する必要があることから、本市の地域性を勘案しつつ、関係者から構成される地域自立支援協議会を活用しながら検討してまいります。

(3) 福祉施設の利用者の一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、平成 29 年度中に一般就労へ移行する者の人数について目標値を定めます。

【成果目標 1】

平成 29 年度中に福祉施設から一般就労に移行する人の数を、平成 24 年度実績（10 人）の 4 倍（40 人）にすることをめざします。

【国の基本方針】

平成 29 年度中に一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上にする。

【本市の考え方】

検討中

【成果目標 2】

平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末（26 人）から 6 割（42 人）とすることをめざします。

【国の基本方針】

平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末から 6 割以上増加させる。

【本市の考え方】

検討中

【成果目標 3】

全体の 5 割以上の就労移行支援事業所が就労移行率 3 割以上を達成することをめざします。

【国の基本方針】

全体の 5 割以上の就労移行支援事業所が就労移行率 3 割以上を達成する。

【本市の考え方】

検討中

【見込確保のための方策】

公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターをはじめとする地域の関係機関との連携をより一層強め、就労を支援するための施策の拡充強化を図ります。また、就労訓練を行う就労移行支援及び就労継続支援等の事業者の確保を図るとともに、就労系事業所の利用者について、企業での実習や施設外就労等、就職活動のための支援をはじめ、一般就労への移行を促進するなど、就労移行の推進に取り組みます。

5 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害福祉サービスとは別に利用者負担の設定も含めて、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することができる事業です。本市では、障がいのある人の地域での生活を支援するため、相談支援事業や地域活動支援センターなどの 15 事業を実施していきます。

(1) 相談支援事業

ア 事業の内容

障がいの種別に関わらず、障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障害福祉サービスの利用支援、障がい者の権利擁護など必要な支援を行います。

イ 第3期障害福祉計画の進捗状況

指標	単位	H24 計画	H24 実績	達成率	H25 計画	H25 実績	達成率	H26 計画	H26 見込
障害者相談 支援事業	箇所	6	6	100.0	6	6	100.0	6	7
障害者特別 サポート事 業	箇所	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1

〔現状の分析及び傾向〕

本市の相談支援事業所の数は、概ね計画どおり推移しております。

〔課題〕

- 利用者本位の今後の相談体制制度の確立。
- 基幹相談支援センターの設置に向けた検討。

ウ 第4期障害福祉計画

〔実施に関する考え方及び量の見込み〕

指標	単位	H27	H28	H29
障害者相談支援事業	箇所			
障害者特別サポート事業	箇所			

〔見込量の確保のための方策〕

当事者本位の考え方に立ち、地域で生活するにあたり、障がい特性や年齢等に応じた総合的な相談支援体制の確立及び従事者の

質の担保に努める施策を実施してまいります。

[その他実施に必要な事項]

平成 27 年度以降、相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置について検討してまいります。

(2) 意思疎通支援事業

ア 事業の内容

地域に聴覚障がい者の日常生活及び社会生活における意思の疎通を円滑にするために、手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行います。

イ 第3期障害福祉計画の進捗状況

指標	単位	H24 計画	H24 実績	達成率	H25 計画	H25 実績	達成率	H26 計画	H26 見込
手話通訳者 設置事業	人	2	2	100.0	2	2	100.0	2	2
登録手話通訳者 派遣事業	件/月	25	23	92.0	25	19	76.0	25	22
要約筆記者 派遣事業	件/月	3	3	100.0	3	3	100.0	3	3

〔現状の分析及び傾向〕

平成25年度の「登録手話通訳者派遣事業」は、計画を下回っておりますが、ほか概ね計画どおり推移しております。

〔課題〕

- 登録手話通訳者資格者の拡大。
- 関係団体から、平日日中における通訳者数の確保の要望がある。
- 市専従通訳者の正職員化。
- 手話通訳のできる職員の窓口への配置。

ウ 第4期障害福祉計画

〔実施に関する考え方及び量の見込み〕

指標	単位	H27	H28	H29
手話通訳者設置事業	人			
登録手話通訳者派遣事業	件/月			
要約筆記者派遣事業	件/月			

(3) 日常生活用具給付等事業

ア 事業の内容

重度障がいのある人等に対して、身体介護を支援する介護・訓練支援用具や移動などの自立生活を支援する自立生活支援用具、また、ストマ用装具などの排せつ管理を支援する排せつ管理支援用具など、日常生活上の便宜を図るための用具（日常生活用具）を給付する事業です。

イ 第3期障害福祉計画の進捗状況

指標	単位	H24 計画	H24 実績	達成率	H25 計画	H25 実績	達成率	H26 計画	H26 見込
介護・訓練支援用具	件/年	33	46	139.4	33	44	133.3	33	47
自立生活支援用具	件/年	101	93	92.1	101	93	92.1	101	97
在宅療養等支援用具	件/年	89	77	86.5	89	82	92.1	89	89
情報・意思疎通支援用具	件/年	91	108	118.7	91	92	101.1	91	108
排せつ管理支援用具	件/年	5,973	7,134	119.4	5,973	7,819	130.9	5,973	7,783

〔現状の分析及び傾向〕

日常生活用具給付事業のうち、「介護・訓練支援用具」、「自立生活支援用具」、「在宅療養等支援用具」、「情報・意思疎通支援用具」は、概ね計画どおり推移しておりますが、ストーマ装具等を給付する「排せつ管理支援用具」の給付実績が、計画を大きく上回って推移しております。

〔課題〕

- 利用者が必要とする用具の追加等の検討。
- 関係団体から、音声血圧計の追加や耐用年数の弾力化の要望がある。

ウ 第4期障害福祉計画

[実施に関する考え方及び量の見込み]

指標	単位	H27	H28	H29
介護・訓練支援用具	件/年			
自立生活支援用具	件/年			
在宅療養等支援用具	件/年			
情報・意思疎通支援用具	件/年			
排せつ管理支援用具	件/年			

(4) 移動支援事業

ア 事業の内容

屋外での移動が困難な障がい者等が外出する際にヘルパーによる支援を行うことによって、障がい者等の地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

イ 第3期障害福祉計画の進捗状況

指標	単位	H24 計画	H24 実績	達成 率	H25 計画	H25 実績	達成 率	H26 計画	H26 見込
利用者数	人/月	290	284	97.9	296	284	95.9	302	283
利用量	時間/月	3,190	2,807	87.9	3,256	2,636	80.9	3,322	2,561

〔現状の分析及び傾向〕

利用者数は、概ね計画どおり推移しておりますが、利用量は、計画を下回って推移しております。

〔課題〕

- 利用ニーズの把握及び適切なサービスの利用が必要。
- 地域自立支援協議会専門部会（地域生活、就労支援、児童療育）において、利用対象範囲の拡大について問題提起がされている。
- 関係団体から、利用方法の見直しについて要望がある。

ウ 第4期障害福祉計画

〔実施に関する考え方及び量の見込み〕

指標	単位	H27	H28	H29
利用者数	人/月			
利用量	時間/月			

(5) 地域活動支援センター事業

ア 事業の内容

障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

イ 第3期障害福祉計画の進捗状況

指標	単位	H24 計画	H24 実績	達成率	H25 計画	H25 実績	達成率	H26 計画	H26 見込
利用者数	人/月	120	108	90.0	120	147	122.5	120	147
箇所数	箇所	7	6	100.0	7	6	100.0	7	6

〔現状の分析及び傾向〕

箇所数は、概ね計画どおり推移しております。

〔課題〕

○利用者のニーズの把握。

ウ 第4期障害福祉計画

〔実施に関する考え方及び量の見込み〕

指標	単位	H27	H28	H29
利用者数	人/月			
箇所数	箇所			

(6) 知的障害者福祉ホーム

ア 事業の内容

現に住居を求めている障がい者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活の支援を行います。

イ 第3期障害福祉計画の進捗状況

指標	単位	H24 計画	H24 実績	達成率	H25 計画	H25 実績	達成率	H26 計画	H26 見込
利用者数	人/月	10	10	100.0	—	10	100.0	—	10

〔現状の分析及び傾向〕

平成25年度にグループホームへ移行する予定であったが、平成23年度に国の補助制度を利用していることから実施を延期している。

〔課題〕

○現体制のサービス状況及び入居者の利用状況の確認。

ウ 第4期障害福祉計画

〔実施に関する考え方及び量の見込み〕

指標	単位	H27	H28	H29
利用者数	人/月			

(7) 訪問入浴サービス事業

ア 事業の内容

家庭での入浴が困難な重度の身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

イ 第3期障害福祉計画の進捗状況

指標	単位	H24 計画	H24 実績	達成率	H25 計画	H25 実績	達成率	H26 計画	H26 見込
利用者数	人	24	17	70.8	24	19	79.2	24	18
利用回数	回/年	953	995	104.4	953	997	104.6	953	960

〔現状分析及び傾向〕

利用回数は、計画を上回っているが、利用者数は、計画を下回っている。

〔課題〕

○利用者のニーズを把握し、必要な訪問入浴サービスの提供をする。

ウ 第4期障害福祉計画

〔実施に関する考え方及び量の見込み〕

指標	単位	H27	H28	H29
利用者数	人			
利用回数	回/年			

(8) 更生訓練費給付事業

ア 事業の内容

就労移行支援事業又は自立訓練事業にて訓練を受けている身体障がい者に対し、訓練のために必要な費用を支給することで更生意欲を助長し、社会復帰の促進を図ります。

イ 第3期障害福祉計画の進捗状況

指標	単位	H24 計画	H24 実績	達成 率	H25 計画	H25 実績	達成 率	H26 計画	H26 見込
延べ利用人数	人/年	12	0	0.0	12	0	0.0	12	6

〔現状分析及び傾向〕

平成24年度、平成25年度の利用実績は、ありません。

〔課題〕

○実績が少ないことから、事業のあり方についての検討。

ウ 第4期障害福祉計画

〔実施に関する考え方及び量の見込み〕

指標	単位	H27	H28	H29
延べ利用人数	人/年			

(9) 点字指導員派遣事業

ア 事業の内容

点字の学習を希望する中途失明者に対し、点字指導員を派遣して基本的な点字指導を行います。

イ 第3期障害福祉計画の進捗状況

指標	単位	H24 計画	H24 実績	達成率	H25 計画	H25 実績	達成率	H26 計画	H26 見込
派遣数	回	20	6	30.0	20	16	80.0	20	22

〔現状分析及び傾向〕

平成24年度、平成25年度ともに計画を下回って推移しております。

〔課題〕

○本事業の普及についての啓発活動。

ウ 第4期障害福祉計画

〔実施に関する考え方及び量の見込み〕

指標	単位	H27	H28	H29
派遣数	回			

(10) 日中一時支援事業

ア 事業の内容

障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がい者等の日中における活動の場を確保する事業です。

イ 第3期障害福祉計画の進捗状況

指標	単位	H24 計画	H24 実績	達成率	H25 計画	H25 実績	達成率	H26 計画	H26 見込
利用者数	人/月	88	95	108.0	96	89	92.7	105	93

〔現状分析及び傾向〕

平成24年度の利用者数は、計画をやや上回っておりますが、平成25年度の利用者は、計画をやや下回って推移しております。

〔課題〕

- 日中一時支援を必要とする障がい者（児）の把握。
- 関係団体から障がい者の利用ニーズに対する供給不足や報酬単価が低い等の意見がある。

ウ 第4期障害福祉計画

〔実施に関する考え方及び量の見込み〕

指標	単位	H27	H28	H29
利用者数	人/月			

(11) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

ア 事業の内容

障がい者と地域住民が共に楽しめる各種レクリエーションやスポーツ活動の場を提供することにより、障がい者の余暇活動の充実や社会参加の推進を図ります。

イ 第3期障害福祉計画の進捗状況

指標	単位	H24 計画	H24 実績	達成率	H25 計画	H25 実績	達成率	H26 計画	H26 見込
わいわい塾 運営事業	人	100	75	75.0	100	134	134.0	100	100
スポーツ教室 開催事業	人	40	56	140.0	40	72	180.0	40	100

※参加者には、障がい者のほか、ボランティアとしての参加者を含む。

〔現状分析及び傾向〕

平成24年度のわいわい塾の参加者は、計画を下回っておりますが、そのほかは計画を大きく上回って推移しております。

〔課題〕

○事業の普及及び啓発。

ウ 第4期障害福祉計画

〔実施に関する考え方及び量の見込み〕

指標	単位	H27	H28	H29
わいわい塾運営事業	人			
スポーツ教室開催事業	人			

(12) 登録手話通訳者等養成研修事業

ア 事業の内容

聴覚障がい者のコミュニケーションの支援者となる手話奉仕員や要約筆記奉仕員、また視覚障がい者のコミュニケーションの支援者となる点訳奉仕員、音訳奉仕員の養成研修を行います。

イ 第3期障害福祉計画の進捗状況

指標	単位	H24 計画	H24 実績	達成率	H25 計画	H25 実績	達成率	H26 計画	H26 見込
手話講習会 (初級)	人/ 年	30	21	70.0	30	30	100.0	30	33
手話講習会 (中級)	人/ 年	25	17	68.0	25	21	84.0	25	24
手話講習会 (上級)	人/ 年	15	12	80.0	15	12	80.0	15	15
要約筆記者養成 講習会	人/ 年	20	9	45.0	20	6	30.0	20	6
点訳者養成講習 会(初級)	人/ 年	—	—	—	20	17	85.0	—	—
点訳者養成講習 会(中級)	人/ 年	15	8	53.3	—	—	—	15	10
音訳奉仕者養成 講習会(初級)	人/ 年	20	20	100.0	—	—	—	20	15
音訳奉仕者養成 講習会(中級)	人/ 年	—	—	—	20	16	—	—	—

〔現状分析及び傾向〕

要約筆記養成講習会の受講者数は、計画を大きく下回っておりますが、そのほかの講習会については、概ね計画どおり推移しております。

〔課題〕

- 受講者数の増。
- 奉仕員のなり手の不足。

ウ 第4期障害福祉計画

〔実施に関する考え方及び量の見込み〕

なお、手話講習会（入門）及び手話講習会（基礎）を平成27年度から「手話講習会」として統合します。

指標	単位	H27	H28	H29
手話講習会	人 / 年			
手話講習会（上級）	人 / 年			
要約筆記者養成講習会	人 / 年			
点訳者養成講習会（初級）	人 / 年			
点訳者養成講習会（中級）	人 / 年			
音訳奉仕者養成講習会（初級）	人 / 年			
音訳奉仕者養成講習会（中級）	人 / 年			

(13) 身体障がい者自動車改造・操作訓練費補助金

ア 事業の内容

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労や社会参加の促進を図ります。

イ 第3期障害福祉計画の進捗状況

指標	単位	H24 計画	H24 実績	達成率	H25 計画	H25 実績	達成率	H26 計画	H26 見込
身体障害者用自動車改造費補助事業	人	8	13	162.5	8	9	112.5	8	11

〔現状分析及び傾向〕

平成24年度、平成25年度ともに、計画を上回って推移しております。

〔課題〕

○事業の普及・啓発

ウ 第4期障害福祉計画

〔実施に関する考え方及び量の見込み〕

指標	単位	H27	H28	H29
身体障害者用自動車改造費補助事業	人			

(14) 成年後見制度利用支援事業

ア 事業の内容

判断能力を欠いている障がい者が成年後見制度を利用する場合で、申し立てを行う家族等がない場合に、市長が代わりに申し立てを行い、障がい者の地域生活を支援します。

イ 第3期障害福祉計画の進捗状況

指標	単位	H24 計画	H24 実績	達成率	H25 計画	H25 実績	達成率	H26 計画	H26 見込
利用者数	人/年	5	2	40.0	7	2	28.6	9	2

〔現状分析及び傾向〕

平成24年度、平成25年度ともに計画を下回って推移しております。

〔課題〕

○成年後見制度についての普及・啓発

ウ 第4期障害福祉計画

〔実施に関する考え方及び量の見込み〕

指標	単位	H27	H28	H29
利用者数	人/年			

(15) 成年後見制度法人後見支援事業

ア 事業の内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

イ 第3期障害福祉計画の進捗状況

計画に位置付けておりません。

ウ 第4期障害福祉計画

〔実施に関する考え方及び量の見込み〕

本計画より、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備を検討します。

指標	単位	H27	H28	H29
成年後見制度法人後見支援事業	人/年	検討	検討	検討

(16) 児童療育等支援事業

ア 事業の内容

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらの療育機能を支援する都道府県域における療育機能との重層的な連携を図る事業。

イ 第3期障害福祉計画の進捗状況

計画に位置付けておりません。

ウ 第4期障害福祉計画

〔実施に関する考え方及び量の見込み〕

本計画より、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備を検討します。

指標	単位	H27	H28	H29
児童療育等支援事業	人/年	検討	検討	検討

(15) 自発的活動支援センター機能強化事業

ア 事業の内容

市民が主体性を持って行っている活動のうち、下記の事業にあてはまるものに対し、その活動を行う団体等に補助金を交付するもの。

ピアサポート

障がい者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援するもの。

災害対策

障がい者等を含めた地域における災害対策活動を支援するもの。

孤立防止活動支援

地域で障がい者等が孤立することがないように見守り活動を支援するもの。

社会活動支援

障がい者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動の支援や、障がい者等に対する社会復帰活動を支援するもの。

ボランティア活動支援

障がい者等に対するボランティアの養成や活動を支援するもの。

その他形式支援

上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により支援するもの。

イ 第3期障害福祉計画の進捗状況

計画に位置付けておりません。

ウ 第4期障害福祉計画

〔実施に関する考え方及び量の見込み〕

補助事業を行っている法人を公募し、補助金を交付する。

指標	単位	H27	H28	H29
----	----	-----	-----	-----

成年後見制度法人後 見支援事業	人/年	検討	検討	検討
--------------------	-----	----	----	----

(15) 児童発達支援センター機能強化事業

ア 事業の内容

児童発達支援センターに、地域の障害児やその家族への療育相談や他の障害児通所支援事業所への支援方法の技術的指導等を行う専門職員を配置し、地域支援の強化に取り組む。

イ 第3期障害福祉計画の進捗状況

計画に位置付けておりません。

ウ 第4期障害福祉計画

〔実施に関する考え方及び量の見込み〕

本計画より、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備を検討します。

指標	単位	H27	H28	H29
成年後見制度法人後見支援事業	人/年	検討	検討	検討

IV 第4次いわき市障がい者計画行動計画

1 第4次いわき市障がい者計画

(1) 第4次障がい者計画の基本理念

本市では、「ともに生きる社会」を基本理念として、障がい者施策の推進にあたってきました。

この理念は、改正障害者基本法にも掲げられているものであることから、障がいがある方の社会生活及び日常生活の総合的な支援体制の構築を目指し、『第4次いわき市障がい者計画』においても、引き継いでいくものとします。

【基本理念】

すべての市民が、相互に人格と人権を尊重し、支え合いながら、ともに生きる社会の実現

なお、本市では、1981（昭和56）年の「国際障害者年」で掲げた障がいをもつ人の社会参加を促す「完全参加と平等」をスローガンに、その具現化のため、「ノーマライゼーション」及び「リハビリテーション」を理念に、現在の障がい者施策を推進してきました。

今後も、引き続き、2つの理念を尊重していきます。

○ 「ノーマライゼーション」

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであるという考え方。

○ ノーマライゼーションの推進

ユニバーサルデザインとインクルージョンの考え方に基づき、障がい者が一般社会の中で普通の生活が送れるような支援を整えていきます。

○ 「リハビリテーション」

障がい者の自立と参加を目指し、障がい者の地位や名誉などの回復に寄与する、という考え方。

○ リハビリテーションの推進

身体的な能力のみでなく、障がい者の地位や名誉などの回復に寄与し、障がい者の自立と参加を目指します。

(2) 障がい者計画と障害福祉計画の関係

障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定める障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）として、現在、本市において、『第 3 期障害福祉計画』（平成 24 年度～26 年度）を策定していますが、第 3 期障害福祉計画の最終年度と『次期（第 4 期）障害福祉計画』（平成 27 年度～29 年度）の 3 年間の合計 4 年間分について、本障がい者計画の前期 4 年間（平成 26～29 年度）の障害福祉サービス等の提供に係る実施計画として位置づけます。

また、平成 29 年度に、次の『第 5 期障害福祉計画』の策定と合わせて、第 4 次いわき市障がい者計画の中間評価を行います。

(3) 施策体系

本市では、基本理念である「ともに生きる社会」をより具体的に実現していくため、障がい施策を 6 つの分野に分け、障がい者計画の推進にあたってきました。

国の「第 3 次障害者基本計画」においては、10 の分野へ見直しを行っていますが、いずれの施策についても、従来、市が掲げた 6 つの施策分野で整理することが可能であることから、新計画においても引き続き 6 つの施策分野を定めることで、障がい者施策の推進にあたっていくこととします。

施策分野 1	啓発・広報
施策分野 2	生活支援
施策分野 3	保健・医療
施策分野 4	生活環境
施策分野 5	教育・育成
施策分野 6	雇用・就業

(4) 施策分野及び基本的方向性

本計画では、6つの施策分野について、それぞれ基本的方向性を定めるものとします。

1 施策分野1 『啓発・広報』

「共に生きる社会」を実現するには、障がい者施策について、幅広く市民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、障害者基本法及び本計画の目的等に関する理解の促進を図るため、行政をはじめ、多様な主体との連携による幅広い広報、啓発を効果的に推進する必要があります。

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について、市民の理解を深め、特に子どもの頃から可能な限り自然なかたちでさまざまな障がいについての理解と認識を深める取り組みを通じて、誰もが障がいを特別視することのない「心のバリアフリー」の推進も必要です。

また、障がいを理由とする差別の解消の推進への取り組みと併せて、障害者虐待の防止等、障がい者の権利擁護のための取り組みが必要です。

さらに、障がい者が適切な配慮が受けられるよう、行政機関の職員等における障がい者理解の促進に努める必要があります。

併せて、障がい者の社会活動の推進に不可欠なボランティア活動の推進に積極的に取り組んでいくことが大切です。

このようなことから、実態調査の課題を踏まえ、次のとおり施策の基本的方向性を設定しました。

【基本的方向性】

ア	「共に生きる社会」の理念普及
イ	障がい特性に配慮した一層の理解促進
ウ	多様な媒体を活用した啓発・広報の推進
エ	障がいを理解するための福祉教育の推進
オ	障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実
カ	ボランティア活動の推進
キ	権利擁護、成年後見制度に関する啓発及び推進

ア 「共に生きる社会」の理念普及

障がいへの理解を深めるための、地域、学校、職場、年齢に応じた啓発・広報活動の一層の推進が必要です。

また、障がい者が利用する視覚障がい者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、障がい者用駐車スペース等に対する理解促進と、その円滑な利活用に必要な配慮等についての周知のほか、障がい者団体等が作成する啓発・周知のためのマーク等についての情報提供と、その普及及び理解の促進も必要です。

【現在の取組】

- ・ 障害者週間（12／3～12／9）では、障がい者が作製した絵画や陶芸品・手芸などの作品展、障がい者施設を紹介したパネル展や授産製品の製作実演など、広く市民の関心を喚起する機会の創出に取り組んでいます。また、施設製品ガイドを作成、配布し、福祉施設の製品の販売促進を図りました。
- ・ 市役所本庁舎1階市民ロビーにパネルを設置し、「いわき地区障がい者福祉連絡協議会」の活動内容のPR等を行ないました。
- ・ 市のHPを活用し、身体障害者補助犬制度の周知を行いました。
- ・ 県と連携し、障がい者や高齢者、妊産婦などを対象に利用証を発行する「思いやり駐車場制度」を各地区保健福祉センター等で周知、受付を行いました。

イ 障がい特性に配慮した一層の理解促進

より一層の理解が必要な知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、盲ろう等について、その障がい特性や必要な配慮等に関する理解の促進を進める必要があります。

また、地域社会における障がい者への理解を促進するため、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図る必要があります。

【現在の取組】

- ・ 小学校4年生以下を対象とした福祉副読本「はじめての障がい福祉」の配布や、「わいわい塾」、「いわき・ふれあい・ふくし塾」の交流事業を通して、福祉教育の推進に取り組んできました。

ウ 多様な媒体を活用した啓発・広報の推進

当事者のための障がい福祉サービス事業に係る情報提供の充実が一層求められています。そのため、障がいに配慮した情報提供体制の充実及び多様な情報提供方法の検討が必要です。

また、公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組の検討や、災害発生時に要援護者や関係事業所等に対して適切に情報を伝達できる体制の整備が必要です。

【現在の取組】

- ・ 情報提供の充実を図るため、音声コードを取り入れた障がい者福祉制度の紹介冊子「くらしのおてつだい」、「被災者生活支援パンフレット」の作成や、市広報紙や市議会だより等の点訳版、音声版の作成を通して、障がい者のニーズに応じた情報提供に努めました。
- ・ 広報紙や各種チラシ、パンフレットの作成・配布、市ホームページでの掲載の他、福祉情報コーナーの設置等、障がい者等に係る施策の啓発、広報活動に積極的に取り組んできました。

エ 障がい理解のための福祉教育の推進

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について、特に子どもの頃から、可能な限り自然なかたちで障がいについての理解と認識を深める必要があることから、さまざまな取り組みを通じた心のバリアフリーの推進が必要です。

【現在の取組】

- ・ 小学校4年生以下を対象とした福祉副読本「はじめての障がい福祉」の配布や、「わいわい塾」、「いわき・ふれあい・ふくし塾」の交流事業を通して、福祉教育の推進に取り組んできました。(再掲)
- ・ 福祉教育の場として、各学校において総合的学習の時間を利用した障がい福祉に関する福祉教育に取り組んでおり、市の出前講座「みんなで考えよう～障がい者のふくし～」、「障がい者の福祉制度」を実施してきました。
- ・ 体験学習を通して、より障がいに関する理解促進が図られるよう高齢者体験セット等を利用するなど、出前講座の充実を図っています。
- ・ ユニバーサルデザインに係る学習資料を配布しました。(平成20・21年度)

オ 障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実

『障害者差別解消法』に基づき、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の取組が必要です。

また、行政機関の職員等に対する障がい者に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮を一層進める必要があります。

【現在の取組】

- ・ 障がいに関する各種制度などを分かりやすい内容に網羅した障がい福祉制度情報冊子「くらしのおてつだい」を窓口で配布する他、「いわき市の保健と福祉」を作成、配布し、複雑化する保健・医療・福祉制度に係る内容周知を図りました。また、虐待防止法や成年後見制度に係るパンフレットを作成、配布を行いました。
- ・ 行政機関や企業等向けの「障がい者への配慮マニュアル」の作成・配布を、平成25年度に進めており、継続した取り組みが必要です。
- ・ 市の新規採用職員研修前期課程において福祉施設体験学習を実施してきましたが、震災後は、一時休止となっています。

カ ボランティア活動の推進

児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力の促進が必要です。

【現在の取組】

- ・ 「ボランティア体験」や「わいわい塾」、「各種奉仕員養成講習会」を開催し、障がい者を支援するボランティアの育成にも努めてきました。
- ・ 手話奉仕員や点訳奉仕員、朗読奉仕員及び要約筆記奉仕員の各種ボランティアの育成事業を実施しています。
- ・ 市内のボランティア団体をまとめたボランティア情報の提供を行なっています。
- ・ ボランティア保険制度等の保障制度の周知を行いました。

キ 権利擁護、成年後見制度に関する啓発及び推進

『障害者虐待防止法』の適切な運用を通じた、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援や、障がい者本人の意思決定支援の在り方と、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組が必要です。

また、平成 28（2016）年 4 月の障害者差別解消法の円滑な施行に向けた効果的な広報啓発活動を進める必要があります。

【現在の取組】

- ・ 障がい者等に対する虐待の予防並びに早期発見、早期支援推進のため、障がい者虐待防止ネットワーク協議会の充実に努めました。
- ・ いわき市地域自立支援協議会において、専門部会として「権利擁護支援部会」を設け、障がい者の権利擁護における現状と課題の把握及び問題解決に取り組みました。
- ・ 成年後見制度の理解を高めるため、権利擁護セミナーを開催しました。
- ・ 「障がい者虐待防止マニュアル」を作成しました。（平成 24 年度）。
- ・ 障がい者虐待防止センターの設置に向けた検討を行いました。

2 施策分野2 『生活支援』

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、また、身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることで、社会参加の機会が確保されること、及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることを旨として、障がい者が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるための総合的な支援を行う必要があります。

また、地域における社会活動の場の確保と参加しやすい活動の充実及び支援と、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションを行なうことができるよう、環境の整備等の推進が必要です。

さらに、障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行なうことができるよう、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実、情報アクセシビリティの向上を促進する必要があります。

このようなことから、実態調査の課題を踏まえ、次のとおり施策の基本的方向性を設定しました。

【基本的方向性】

ア	当事者本位の相談支援、生活支援体制の整備
イ	障がい者ケアマネジメント体制の確立
ウ	障がい福祉サービス等の充実
エ	地域移行の推進
オ	障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興
カ	コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実

ア 当事者本位の相談支援、生活支援体制の整備

当事者本位の考え方に立ち、地域で生活するにあたり、障がい特性や年齢等に応じた総合的な相談支援体制の確立及び従事者の質の担保に努めます。

そのため、相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置について検討が必要になります。

また、障害者虐待防止法に基づく、障がい者の養護者に対する相談等の支援を行います。

知的障がい者又は精神障がい者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成、人材の育成及び活用に努めるほか、一元的な対応ができる成年後見センターについての検討が必要になります。

地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係者と連携し、県の発達障害者支援センターを含めた発達障がい児・者やその家族に対して相談支援体制の確立が求められます。

また、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援の充実が必要です。

そのほか、高次脳機能障がい者について、相談支援や関係機関との連携について取り組みを要します。

【現在の取組】

- ・ 平成 18 年 4 月の障害者自立支援法の施行に合わせ、利用者本位の生活支援に向けて、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関における相互の連携を図りながら、障がい者一人ひとりのライフステージに応じた適切なサービスを提供するための総合的な支援体制の確立や、施設中心の福祉から地域福祉、在宅福祉へ移行するための社会資源の充実に努めてきました。
- ・ 利用者本位の考え方に立ち、障がい者が地域における生活を円滑におくることができるように、個々の障がい者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備や、サービス提供体制の量的・質的な基盤整備を図ってきました。
- ・ いわき市地域自立支援協議会において、専門部会として、「権利擁護支援部会」を設け、障がい虐待の未然防止、早期発見・対応に向けた体制構築に関する協議を行いました。
- ・ 意思決定能力や契約締結能力に欠ける障がい者の権利を擁護するため、成年後見人制度や日常生活自立支援事業等を実施しました。

イ 障がい者ケアマネジメント体制の確立

身近な場所で、必要な日常生活又は社会生活を営むための支援や、どこで誰と生活するかについての選択機会確保のため、当事者の支援の必要性に応じたケアプランに基づくケアマネジメント体制の確立が求められます。

【現在の取組】

- ・ 当事者の必要とするサービスの適切な支援計画を作成するための体制確立のため、県に対する研修の計画的な開催と共に、関係事業者への実施の働きかけを行ってきました。

ウ 障がい福祉サービス等の充実

地域において障がい者が生活するにあたり、必要となるサービスを提供できるよう、障がい福祉計画に基づき、各種サービスの充実を図っていく必要があります。

今後も、各種サービス等の内容の充実及び提供体制の整備を図ります。主な取り組みについては、次のとおりです。

- ・ 自立支援給付事業の充実。
- ・ 地域生活支援事業の充実。
- ・ 各種保健福祉サービス事業の充実。
- ・ 福祉用具に関する情報提供などによる一層の普及促進。
- ・ 常時介護を必要とする障がい者等の支援の在り方に関する検討。
- ・ 身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練及び生活訓練）を提供。
- ・ 障害者支援施設について、地域で生活する障がい者に対する在宅支援の拠点としてのあり方検討。
- ・ グループホーム等の充実と入所者の地域生活への移行を推進。
- ・ 社会参加の機会確保の観点からの移動支援の在り方についての検討。
- ・ 障害福祉サービス等の提供者、又はこれらの者に対し必要な指導を行う者への研修の周知。
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、第三者評価の積極的活用。
- ・ 専門的な技術及び知識を有する人材の資質の向上及び確保のための取組検討。
- ・ 障がい福祉に従事する人材の育成・研修の充実及び確保のための取組検討。

【現在の取組】

- ・ 障害者自立支援法（現在は「障害者総合支援法」）に基づき、自立支援給付事業や地域生活支援事業等を実施してきました。
- ・ 補装具や日常生活用具の交付・給付等を行うとともに、総合保健福祉センター等において福祉機器の展示を行ってきました。
- ・ 障がい者の生活を支援するために、法定サービスはもとより、配食や寝具乾燥消毒等の各種在宅サービス等の充実、提供体制の整備を図ってきました。
- ・ 年金、医療費、各種手当等の支給が行われています。障がい者の経済的支援を

図るために、これら支給事業の利用促進を図ってきました。

- 質の高いサービスを確保する観点から、障がい者・障がい児施設のサービス評価基準等を設定するなどして、自己評価をさらに進めるとともに、障害福祉サービス事業者への指導を行いました。

エ 地域移行の推進

障がい者が地域において生活するにあたり、必要な障がい福祉サービスが計画的に提供されるよう、障害福祉計画に基づき整備を進める必要があります。

また、より良い環境で生活するための、生活の場であるグループホームや障がい者が住みやすい公営住宅等の整備が重要となります。

精神障がい者が地域で生活できるよう、居宅介護など訪問系サービスの充実や社会資源の開拓のほか、入院中の精神障がい者の地域移行支援の整備の促進が求められています。

【現在の取組】

- ・ 必要な障がい福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、平成21年3月に「新・いわき市障がい者計画（行動計画）」を改定し、障がい福祉サービスについては、この計画において設定した目標の達成に向けて取り組んできました。
- ・ 日中一時支援事業や移動支援事業等の地域活動支援事業を実施してきました。
- ・ 障がい者の地域の中で安心して生活できるよう、グループホーム等の居住環境の整備をはじめ、生活全般に関する様々な支援に努めてきました。
- ・ 障害者自立支援法の施行により、法定外施設である小規模作業所に代わるものとして、障がい者の日中活動の拠点となる地域活動支援センターが創設されたことから、小規模作業所の地域活動支援センターへの移行を促進してきました。
- ・ いわき市地域自立支援協議会において、専門部会として「地域生活支援部会」を設け、障がい者の地域における課題と、支援体制の現状と課題の把握及び問題解決に取り組みました。
- ・ 精神障がい者の地域移行・定着支援にかかわる関係機関の情報交換・支援体制の整備に取り組んできました。

オ 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興

障がいへの理解をすすめる上で、地域におけるスポーツ・レクリエーション、文化芸術活動を通じた人と人との交流は重要です。

スポーツ、文化芸術活動の振興を図り、障がい者の社会参加の促進、健康増進、相互理解等を促進すると共に、活動への支援と指導員の養成等を充実させる必要があります。

併せて、障がいのある方の受け入れ体制の確立と環境の整備を進める必要があります。

また、身体障がい者に比べて普及が遅れている知的障がい者や精神障がい者のスポーツの振興への取り組みを進める必要があります。

【現在の取組】

- ・ 障がい者の社会参加の促進、健康増進、相互理解等を目的として、スポーツ・レクリエーション活動及び文化・芸術活動の普及、充実を図るために、サークル活動への支援や指導員の養成等、講師派遣等の協力、地元開催補助金の交付等を行いました。
- ・ 平成 14 年 4 月から市内の公共施設を重度の障がい者等が利用する場合の使用料が減免となったことから、なお一層の広報を図り、障がい者の社会参加促進に努めます。
- ・ 障がい者スポーツの推進のため、障がい者スポーツ指導員の助言のもと、障がい者とボランティアによる各種スポーツ教室を実施してきました。

カ コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実

手話通訳者設置の充実とともに、手話通訳者、点訳奉仕員、要約筆記者等の養成研修事業等の充実と人材の育成・確保によるコミュニケーション支援体制を構築する必要があります。

また、盲ろう者向け通訳・介助員養成の検討を行う必要があります。

【現在の取組】

- ・ 地域における聴覚障がい方のニーズに応じたコミュニケーション支援事業を行ってきました。
- ・ 中途の方を含めた視力障がいの方のための点字指導員の派遣や点訳者育成に努めてきました。
- ・ 日常生活用具給付事業において、携帯用会話補助装置等をはじめとする情報・意思疎通支援用具を給付してきました。

3 施策分野3 『保健・医療』

障がい者及び障がい児が、身近な地域において、保健・医療サービス等を受けられることができるような提供体制の構築を図る必要があります。

乳幼児期からの療育支援の一層の推進に努め、更なる充実を図る必要があります。

また、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・治療、早期療養のための保健・医療サービスの適切な提供を図っていく必要があります。

特に、入院中の精神障がい者の地域移行を推進するため、地域で暮らせる環境の整備に取り組む必要があります。

また、発達障がいや難病、高次脳機能障がいなどの障がい特性に応じた地域保健事業の充実と併せて、特性に配慮した理解の促進に努める必要があります。

このようなことから、実態調査の課題を踏まえ、次のとおり施策の基本的方向性を設定しました。

【基本的方向性】

ア	障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実
イ	障がいの原因となる疾病等の予防
ウ	リハビリテーションと医療の充実
エ	精神保健福祉の推進
オ	障がい特性に応じた地域保健事業の充実

ア 障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実

障がいの原因解明が年々進み、健康管理や保健指導等により、予防や軽減が可能となる疾患が増加しています。また、障がいの早期発見、早期治療、リハビリテーションによって、症状が軽減されたり、障がいの程度がより低くなるものもあります。

障がいの発生予防、早期発見、早期治療、早期療育への取り組みは、障がいの軽減や生活能力の向上、さらには社会参加の幅を広げる手段として大変重要です。

市内の障がい児等に対する療育支援については、平成 15 年度より子育てサポートセンターを中心に実施されています。療育支援については、保健、福祉、医療、教育等の関係機関が密接に連携し、各々の専門性や機能を活かすことにより、多角的、総合的な支援を可能とするものであることから、これら機関の連携強化が必要不可欠です。

今後は、医療的ケアが必要な在宅重症心身障がい児（者）等や発達障がいのある児童を早期に発見できる体制の確立や、障がいの重度化、重複化又は多様化を踏まえ、障害児入所施設及び児童発達支援センター※について、その専門的機能の強化と、地域や障がい児の多様なニーズに対応する関係機関等の連携体制の構築のほか、併せて整備についての検討が必要です。

※ 児童発達支援センターとは、児童福祉施設として定義されるもので、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行なうなど、地域の中核的な療育支援施設として位置づけられるものです。

【現在の取組】

- ・ 周産期医療体制の充実を図るとともに、「妊婦健康診査事業」、「妊産婦家庭訪問事業」、「先天性代謝異常等検査事業」、「乳幼児訪問指導事業」、「乳幼児健康診査事業」、「母子健康相談事業」などを通して乳幼児期における障がい児の早期発見に努めてきました。
- ・ 平成 15 年度に「子育てサポートセンター」を設置し、当該センターを中心とした各関係機関との連携により、障がいの早期発見・早期支援の強化に努めてきました。
- ・ 「乳幼児発達観察相談」や「経過観察児相談事業」、「あそびの教室」、「巡回相談指導事業」、「療育相談指導事業」、「発達障がい児ペアレントトレーニング事業」等の実施を通じ、関係機関と連携して早期療育支援を行って来ました。

- ASD(自閉症スペクトラム)等への早期対応として、1歳6ヶ月児健診問診票の見直しを図りました。
- 就学前の障がい(又は恐れのある)児童とその保護者を対象に、発達障がい児等に対する保健事業を実施してきました。
- いわき市地域自立支援協議会において、専門部会として「児童・療育支援部会」を設け、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ると共に、障がい児やその家族に適切な療育や支援を提供できる体制づくりに取り組んできました。
- 県で作成した「サポートブック」の普及・啓発と内容充実に向けた取り組みを行ってきました。

イ 障がいの原因となる疾病等の予防

障がいの原因となる疾病等のうち、予防・治療が可能なものについては、それらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図っていく必要があります。

疾病等の早期発見及び治療、早期療養、障がいの原因となる生活習慣病等の予防のための取り組み、成人期、高齢期における健康づくり、発生予防の推進、疾患、外傷等に対する適切な治療を行なうための保健サービス等の提供体制及び関係機関の連携の一層の充実が求められます。

【現在の取組】

- ・ 高齢者等の障がいの発生を予防するために、疾病の予防、介護予防事業等を行ってきました。

ウ リハビリテーションと医療の充実

障がいの機能回復を図り、軽減するリハビリテーションの推進及び医療費給付等は、障がい者の地域生活および社会参加の促進において大きな役割を果たすことから、より一層の充実が必要です。

特に、高齢化等による障がいの重度化・重複化の予防及びその対応が重要となります。

【現在の取組】

- ・ 「未熟児養育医療費給付事業」、「小児慢性特定疾患治療研究事業」、「県特定疾患治療研究事業」、「自立支援医療給付事業」等の給付事業を実施し、経済的負担の軽減を図りました。
- ・ 在宅で療養している障がい者等を対象に、訪問口腔・訪問栄養指導事業を実施したほか、市総合保健福祉センター内の「いわき市休日救急歯科診療所」において、平日の時間帯を活用し、一般の歯科診療所への通院治療が困難な障がい者を対象に歯科診療を行いました。
- ・ シルバーリハビリ体操を実施しました。

エ 精神保健福祉の推進

精神障がいに対する保健福祉施策は、身体や知的障がい者に係る施策と比較すると遅れている状況にあることから、精神障がいの方が地域で生活できるよう、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の提供体制の整備のほか、居宅介護など訪問系サービスの充実や社会資源の開発が必要です。

また、精神疾患の早期発見方法の確立及び発見の機会の確保・充実、心の健康づくり対策を推進する必要があります。

さらには、入院中の精神障がい者の地域移行支援体制整備の一層の促進が求められています。

【現在の取組】

- ・ 精神障がい者施策については、国の障害者基本計画の中で、社会的理由による入院者の社会復帰が目標とされています。精神障がい者の相談体制、在宅サービスの充実を図るため、「訪問指導事業」のほか、「精神保健福祉相談事業」においては、保健師、精神科医師、心理士による定期的な健康相談及び来所等による健康相談を実施し、ネットワークづくりを含めた精神障がい者やその家族等の支援を行ってきました。

オ 障がい特性に応じた地域保健事業の充実

難病患者に係る保健福祉施策については、障害者総合支援法等に基づき、保健、福祉と連携を図り実施していく必要があります。

地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進のほか、精神疾患及び難病に対して、福祉サービスとの連携を踏まえた保健サービスの提供体制の充実が必要です。

今後、難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たり、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した対応と理解促進が一層求められます。

【現在の取組】

- ・ 難病に係る施策については、「小児慢性特定疾患治療研究事業」や「特定疾患患者支援事業」、「難病等患者居宅介護支援等事業」等を実施してきました。

4 施策分野4 『生活環境』

障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がい者のための暮らしの場の確保、建築物等のバリアフリー化を推進するとともに、障がい者に配慮したまちづくりを推進する必要があります。

また、先の震災の経験を活かし、障がいがあっても、地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、災害発生時の支援体制を構築する必要があります。

さらに、地域における防犯対策を推進し、消費トラブルの防止や早期発見に取り組む必要があります。

このようなことから、実態調査の課題を踏まえ、次のとおり施策の基本的方向性を設定しました。

【基本的方向性】

ア 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進
イ 地域における暮らしの場の確保
ウ 施設等における安全体制の確保
エ 災害発生時における支援体制の確保
オ 地域における日ごろの防災、防犯体制の推進

ア 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進

ユニバーサルデザインの理念に基づき、誰もが快適で生活しやすい社会を目指すため、住宅、建築物、公共施設、公園等といった生活環境のバリアフリー化を推進していく必要があります。

また、窓口業務を行う公共施設について、一層のバリアフリー化を目指した整備を推進することが求められます。

障がいがあっても、地域において安全で安心して生活することができるよう、災害発生時の支援体制を構築する必要があります。

【現在の取組】

- ・ 「いわき市福祉のまちづくり整備指針」（平成7年度策定）に基づき、公共施設等にエレベーターやスロープ、多目的トイレ等を設置し、障がい者や高齢者など全ての市民が安全で快適に利用できるような必要な施設整備を行ってきました。また、いわき駅の再開発にあたり、周辺を含めたバリアフリー化を進めました。
- ・ 公営住宅の建設にあたり、障がい者向け住宅の確保を図り、既存公営住宅については、障がい者にとって住みやすく改善できるよう配慮してきました。
- ・ 歩道の段差解消、視覚障がい者用誘導ブロックの設置などの道路環境の整備のほか、公園施設についても、段差解消や多目的トイレの設置など改善に努めてきました。また、オストメイト対応トイレの情報収集等を行ってきました。
- ・ これまでの高齢者や障がい者など特定の方々にとっての障壁を取り除く「バリアフリー」という考え方を一歩進めた、誰もが利用しやすい「ユニバーサルデザイン」の視点に立った環境整備、移動手段の確保に取り組んできました。
- ・ 市内の公共施設等のバリアフリー度を記載したバリアフリーマップを作成しました。

イ 地域における暮らしの場の確保

障がい者が地域において、より良い環境で生活するには、生活の場であるグループホーム等や障がい者が住みやすい公営住宅等の整備が重要です。

また、今後、障がいの種類、程度にあった住宅の改修、改善のため適切な指導助言ができるよう、より一層、専門機関との連携を強化していく必要があります。

さらに、障がい者が住まいを確保するうえで、障がい者に対する民間賃貸住宅所有者や地域住民の理解が得にくいことなど様々な問題があることから、『住宅セーフティネット法』や家賃債務保証制度の活用を検討し、一般住宅への入居が困難な障がい者を支援する取り組みが必要です。

【現在の取組】

- ・ 障がい者の地域の中で安心して生活できるよう、グループホーム等の居住環境の整備をはじめ、生活全般に関する様々な支援に努めてきました。
- ・ 障がいの種類、程度にあった住宅の改修、改善のため、専門家と連携した相談事業や費用等の補助をおこなってきました。

ウ 施設等における安全体制の確保

災害、緊急時の障がい特性に配慮した情報発信及び提供体制の充実が必要です。地域の施設や事業所等と共に、グループホーム入居者を含めた在宅障がい者等が安心して生活できる地域見守り体制を強化する必要があります。

また、災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、公的な福祉避難所のほか、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成が必要です。

平時においても、自力避難の困難な障がい者等が利用する福祉施設等が立地する災害のおそれのある地区における安全体制の確保が求められます。

【現在の取組】

- ・ 洪水が発生したときの避難場所、行政機関の緊急連絡先、大雨時の留意事項や備えを記載した市民向けの洪水ハザードマップを作成、配布することで、自主的な防災活動及び洪水時の避難行動での活用を図ってきました。

エ 災害発生時における支援体制の確保

防災対策については、ひとり暮らし高齢者や障がい者などの災害時要援護者が、災害時に必要な支援を地域の中で受けられ、安心安全に暮らすことができるよう、災害時要援護（避難行動要支援）者の登録制度を実施してきましたが、先の大震災発生時には有効に機能しなかったことを反省し、日ごろの地域防災体制の見直しと登録制度を強化していく必要があります。

火災、水害等の災害時に情報弱者になったり、単独での行動ができないため安全な避難に支援を要する障がい者等に対して、災害情報、避難経路等の情報提供や地域住民を含めた支援体制等を構築するとともに、障がい者の防災意識の高揚を図る必要があります。

【現在の取組】

- ・ 災害時要援護（避難行動要支援）者の登録拡大に取り組んでいます。
- ・ 民間施設との福祉避難所の設置等に係る協定締結に向けた取り組みを行なっています。
- ・ ひとり暮らしの高齢者や在宅重度障がい者に対して、緊急通報装置を貸与し、急病などの緊急時の連絡手段を確保しました。
- ・ 災害情報についてホームページを活用した情報提供を進めるとともに、緊急時の連絡体制として、緊急連絡用のFAXを関係機関に設置しています。また、聴覚障がい者が緊急時にコミュニケーションを必要とする場合の対応として、市の登録手話通訳者名簿を市内の病院や警察等に配布しています。

オ 地域における日ごろの防災、防犯体制の推進

日ごろ、障がい者が、安全に安心して地域生活を送ることができるための防災意識の高揚や防犯、見守り対策の構築が必要です。

各地域での防災訓練をとおした、障がい者の防災意識の向上と、地域住民の理解促進及び協力体制の確立が必要です。

当事者はもとより、障がい者団体や地域の多様な連携を促進し、犯罪や消費トラブルの防止、早期発見及び防犯教育へ取り組む必要があります。

消費生活センター等における障がい者の特性に配慮した消費生活相談体制の整備が求められます。

【現在の取組】

- ・ 防災全般に関するパンフレットを作成し、防災意識の高揚に努めてきました。
- ・ 悪質住宅リフォーム問題やマルチ商法などの消費者トラブルから障がい者を守るため、「見守りガイドブック」の配布等の取り組みを行ってきました。

5 施策分野5 『教育・育成』

障がいのある子どもの健やかな発育を促し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあう共に生きる社会の実現に向け、障がいのある子どもが、合理的配慮を含む必要な支援のもと、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない子どもと共に受けることができる仕組みを構築し、各種支援を実施していく必要があります。

就学前教育の充実を図ることは、障がいのある子どもの発育を促進、その家族の保育軽減、障がいに関するすべての人の理解を図るうえで重要です。

また、福祉、労働等との連携の下、障がいのある子どもの就労にむけた取り組みについて、支援の充実を図る必要があります。

さらに、義務教育終了後、生きがいや社会参加の促進のため、生涯学習活動の充実を図っていく必要があります。

このようなことから、実態調査の課題を踏まえ、次のとおり施策の基本的方向性を設定しました。

【基本的方向性】

ア	一貫した療育支援体制の充実
イ	障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成
ウ	「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進
エ	社会的及び職業的自立の促進
オ	生涯学習活動の充実

ア 一貫した療育支援体制の充実

障がいのある子どもの健やかな発育を促し、また、適正な教育を受けることができるように、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して、地域の身近な場所で相談支援を提供できる体制が重要です。

特に、療育支援については、保健、福祉、医療、教育等の関係機関が密接に連携し、各々の専門性や機能を活かすことにより、多角的、総合的な支援を可能とするものであることから、これら機関の連携強化が必要不可欠です。

乳幼児期を含め早期からの一貫した療育支援を一層推進していきます。

【現在の取組】

- ・ 各学校における特別支援教育の指導体制充実のため、特別支援学校等による巡回相談や市総合教育センターによる各種研修会等を行いました。
- ・ いわき市地域自立支援協議会において、専門部会として「児童・療育支援部会」を設け、サポートブックの活用方法をはじめとする、障がい児の地域における課題の把握と問題解決に取り組みました。

イ 障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成

障がいのある子どもの健やかな発育を促し、また、適正な教育を受けられることができるように、乳幼児期から学校卒業後まで、一貫して計画的に、ニーズに応じたきめ細かな支援、教育、保育、療育を提供できる体制の構築や各種の支援を実施していく必要があります。

そのため、障がい児保育事業の充実及び障がい児の保育について適切な保育指導を行うための担当職員研修や特別支援教育に携わる教員に対して研修を行い、資質の向上を図ることが重要です。

【現在の取組】

- ・ 平成 25 年 4 月現在、保育所が 59 箇所（私立 27 箇所、公立 32 箇所）設置され、そのうち 56 箇所（私立 24 箇所、公立 32 箇所）において、障がい児の受け入れ体制が整っています。
- ・ 障がい児保育事業の充実及び障がい児の保育について適切な保育指導を行うための担当職員研修を行ってきました。
- ・ 障がい児療育に直接関わる関係機関従事者の資質向上と意見交換等を行なうことで適切な支援が行えるよう、発達学習会を開催しました。
- ・ 学童期の児童においては、保護者が就労等をしている場合、学校終了から保護者が帰宅するまでの間の生活の場として、放課後児童クラブに通っている状況にあります。このクラブにおいては、一部障がい児を受け入れている状況にあります。
- ・ 特別支援教育に携わる教員に対して研修を行い、資質の向上を図っています。

ウ 「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進

通常学級、特別支援学級、養護学校の児童・生徒が、早期から相互に交流し、お互いに理解を深め、好ましい人間関係を育てることは、障がい者施策の円滑な推進において重要な事項となっています。

小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図る必要があります。

また、ADHD や LD、自閉症等の障がいの状況や発達段階に応じた適切な教育を行うことが重要です。

【現在の取組】

- ・ 小・中学校における特別支援学級の設置状況については、平成 25 年 4 月現在、小学校が 40 校、中学校が 20 校となっており、在籍する生徒数は年々増加傾向にあります。
- ・ 各学校における特別支援教育の指導体制充実のため、特別支援学校等による巡回相談や市総合教育センターによる各種研修会等を通じて、特別支援教育に関わる教員の指導力の向上を図るとともに、市内の小中学校へ、特別支援教育支援員 52 名を配置するとともに、県の緊急雇用創出事業による生活支援員 40 名を配置し児童生徒への支援を進めています。(平成 25 年 4 月現在)。
- ・ 幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、保育所において「保育所児童保育要録」の作成、幼稚園、学校等において「個別の教育支援計画」を活用した指導の充実に努めています。
- ・ 高等学校へ進学する身体障がい児に対して奨学金を支給し、障がい児の中等教育等の充実を図っています。

エ 社会的及び職業的自立の促進

障がいのある生徒及びその保護者に対し、障がい者の一般就労や就労支援施策に関する理解の促進を図るとともに、義務教育修了後の進路に関する必要な情報提供と支援体制が重要です。

そのため、サポートブック等の活用を通して、必要に応じて関係機関間で情報を共有・活用するとともに、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、個別の教育支援計画の策定・活用を促進する体制構築が重要です。

【現在の取組】

- ・ 学校卒業後の進路に関する必要な情報を適切に提供できるよう、特別支援学校、労働関係機関、福祉施設等の連携と情報交換に努めています。
- ・ いわき市地域自立支援協議会において、専門部会として「就労支援部会」を設け、関係機関等の緊密な連携のもと、障がい児・者の課題の把握と問題解決に取り組みました。

才 生涯学習活動の充実

障がい者にとっても、社会参加、生きがいつくりとしての生涯学習活動の充実は重要です。特に義務教育年齢を過ぎた外出困難な在宅の重度身体障がい者の学習意欲に応じるための、学習・文化活動の機会の創出が必要となっています。

生涯学習活動の充実及び公民館等における障がい者向け講座開設の検討が求められます。

【現在の取組】

- ・ 障がい者サークル活動への講師派遣等の協力を行ってきました。また、視力障がいの方のための点字図書、録音図書、大活字本等の貸出や、対面朗読等のサービスを実施してきました。
- ・ 学校、幼稚園、保育所等の障がい児を受け入れる施設や文化施設、スポーツ施設等、各種の公共施設において、誰もが安全に利用できるようなバリアフリー化に努めてきました。

6 施策分野6 『雇用・就業』

障がい者が自立した生活を営み社会参加をするうえで、雇用・就業の促進は非常に大きな意味を持っており、一定規模以上の企業等が守るべき障害者雇用率が平成25年4月から引き上げられるとともに、対象企業の範囲も従業員56人以上から50人以上へと引き下げられ、平成30年4月からは、精神障がい者についても、雇用義務の対象予定となっているなど、更に拡大される予定となっています。公共職業安定所、市等では、これまでも、公共職業安定所における紹介促進、市における職員雇用枠の拡大、企業に対する雇用環境の整備支援等を行ってきました。今後も、企業等に対する障がい者雇用の理解促進を図ると共に、就業に向けてのサポート体制を充実させていく必要があります。

障がい者が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であることから、働く意欲のある障がい者が、その適性に応じて能力を発揮することができるよう、一般就労を希望する者には、できる限り一般就労ができるよう、困難な者には就労継続支援事業所等での工賃水準が向上するよう、総合的な支援を推進する必要があります。

このようなことから、実態調査の課題を踏まえ、次のとおり施策の基本的方向性を設定しました。

【基本的方向性】

- | | |
|---|--------------------|
| ア | 就業支援及び生活支援施策の推進 |
| イ | 多様な就労の場の確保 |
| ウ | 一般就労への移行促進の支援体制の充実 |
| エ | 福祉的就労の充実 |

ア 就業支援及び生活支援施策の推進

障がい者の就業支援及び生活支援を行ううえで、市、就労支援事業所、公共職業安定所等の各機関が連携をとり、総合的支援を行うことが重要であることから、今後も、一層の支援体制の充実が必要です。

また、精神、難病、発達障がい等の特性に応じた専門的支援のあり方や、障がい者雇用のノウハウ提供方法、障がい者への職業教育の充実等について、関係機関との検討を進める必要があります。

さらに、就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメント体制の整備を促進する必要があります。

【現在の取組】

- ・ 公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターをはじめとする地域の関係機関の密接な連携のもと、学生の職場実習を含めた受け入れ体制の開拓や、雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施してきました。
- ・ 雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点である障害者就業・生活支援センターにおける就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施してきました。
- ・ いわき市地域自立支援協議会において、専門部会として「就労支援部会」を設け、関係機関等の緊密な連携のもと、障がい者個々のニーズや適性に応じた一貫した就労支援に取り組んできました。

イ 多様な就労の場の確保

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、雇用・就業の促進は非常に大きな意味を持っています。

今後も、障がい者がその特性に応じた就業の場を選択できるよう、さまざまな施策の検討を進めていきます。

精神障がい者に対する就労支援にあたり、就労支援機関と医療機関と連携による、「福祉、教育、医療」から「雇用」への流れの仕組みづくりを検討します。

【現在の取組】

- 平成 22 年度から、職場実習を活用し、知的障がいの方を毎年 2 名、市の嘱託職員として雇用し、一般雇用に向けた職業訓練を行うチャレンジ雇用を実施してきました。
- 市職員の障がい者雇用拡充のため、一般職員採用試験における身体障がいの者の年齢要件の緩和や、身体障がい者を対象とした特別枠採用試験の実施に取り組んできました。
- 就労支援事業所が、公共施設内で製品販売できるための「福祉の店」のスペースを、定期的に本庁舎内に設けてきました。
- 福祉的就労の場としての小規模作業所のほか、生活訓練等の場としての地域活動支援センターを支援し、障がい特性に応じた多様な就業の場と機会の拡充を進めてきました。

ウ 一般就労への移行促進の支援体制の充実

福祉的就労から一般就労への移行にあたっては、教育や福祉など関係機関が障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所などの労働関係機関と緊密な連携をとり、就業支援に取り組むことが重要です。

【現在の取組】

- ・ 今後、就労移行支援事業所等における一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）等を進めてきましたが、支援体制を一層充実させる必要があります。

エ 福祉的就労の充実

これまで、福祉的就労の場として、小規模作業所の設置・運営を支援してきました。これらの施設は、生活訓練、仲間づくりや社会参加の場として大きな役割を果たしてきました。

今後も、運営のほか、障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターへの移行も併せて支援していくことが求められます。

また、施設製品拡充の周知方法の検討や『障害者優先調達推進法』に基づく障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進する必要があります。

【現在の取組】

- ・ 就労継続支援 B 型事業所の拡充に努めてきました。
- ・ 就労継続支援 B 型事業所等における工賃の向上を図るため、事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の取り組み等の検討のため、大学への研究委託を行っています。
- ・ 施設製品を広く周知するためのガイド「はんど めいど いわき」を作成し、幅広く配布してきました。

(5) 市が取り組む施策一覧

1 施策分野 1 『啓発・広報』

「共に生きる社会」の実現に向け、様々な機会を通じて障がいに関する正しい知識を普及させることにより、障がい者に対する正しい理解と人権意識の高揚を図り、心のバリアフリー化を進めます。

また、障がい種別や障がいの特性に配慮し、多様な媒体・手段を活用することで、保健・医療・福祉をはじめとする支援・サービスの情報や行政情報といった必要な情報が伝わるよう、広報・情報提供体制の充実に努めます。

ア 「共に生きる社会」の理念普及

- 障害者基本法に定める「障害者週間」を記念して、障がい者が作成した絵画や手芸品等の展示、障がい者施設を紹介したパネルの展示等を行い、障が

い者福祉に対する市民の理解促進を図ります。

- 障がい者や高齢者、妊産婦などを対象とした「おもいやり駐車場」など、障がい者用駐車スペースの適正利用について市民への意識啓発に努めます。

イ 障がい特性に配慮した一層の理解の促進

- 広報紙等を通じて、知的障がいや発達障がい等の理解の促進、相談窓口等について周知するとともに、特別支援教育に係る児童生徒への対応等についての知識・情報の提供を図ります。
- 市役所出前講座などにより、障がいへの理解の促進や制度の周知等を図ります。
- 市民精神保健福祉講座等の開催や健康教育を通じ、精神保健福祉の思想普及を図るとともに、自殺予防対策に係る相談支援の充実を図り、関係機関との連携により包括的・効果的に自殺予防対策を展開します。

ウ 多様な媒体を活用した啓発・広報の推進

- 点字プリンタの設置や音声コードの普及により、点字や音声化による情報の伝達手段を拡大し、視覚障がい者に対する情報支援の充実を図ります。
- 市の広報紙「広報いわき」について、視力に障がいをお持ちの方に、点字化・音声化した広報紙を配布します。
- 公的機関でのウェブアクセシビリティの向上や、災害時における情報伝達体制の整備に向けての取り組みについて検討します。

エ 障がいを理解するための福祉教育の推進

- 市内の小学生を対象に、障がい者福祉に関する学習資料の作成及び配布を行います。
- 市内小中学校における総合的な学習の時間に、福祉に関する学習内容を取り上げるとともに、地域との連携を図り、特別支援学校、障がい者施設、介護施設、地域の高齢者との交流などを進めます。

オ 障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実

- 障がい者に関する各種制度及び相談事業、施設等の概要を記載した冊子「暮らしのおてつだい」を作成し、各種手帳交付時に配布するほか、地区保健福祉センターや支所等、市民が多く利用する窓口にて配布します。また、市ホームページについても内容の充実を図ります。
- 「障害者差別解消法」の考え方にに基づき、市民が利用する窓口等における各種の配慮や取組みを進めるとともに、虐待防止や成年後見制度について、市民や事業者向けのパンフレットを作成・配布するなど、情報提供の充実を図ります。

カ ボランティア活動の推進

- 障がい者等の意思疎通を支援する手話通訳者や点訳者、音訳者、要約筆記者等の養成のため、市民向けの講習会を実施します。
- スポーツやレクリエーションなどの活動を通じて、障がい者とボランティアの相互理解を深めながら、障がい者の地域における社会活動を推進します。

キ 権利擁護・成年後見制度に関する啓発及び推進

- 地域自立支援協議会（権利擁護支援部会）において、障がい者の虐待防止に関する課題の整理や困難事例等の検討を行なうとともに、権利擁護に関する理解を促進するために、当事者、地域住民、各機関等に向けて啓蒙・啓発を行ないます。

2 施策分野2 『生活支援』

住み慣れた地域や家庭でいきいきと安心して暮らすため、訪問系サービスや日中活動系サービス、住む場所となる居住系サービス等の障害福祉サービス、移動支援や福祉用具の利用支援などの地域生活支援事業等、本人の意向や心身の状況に応じた適切なサービスや支援が身近な地域で受けられるよう、福祉サービス事業者との連携のもと、計画的にサービスの充実を図ります。

また、支援を要する方に適切なサービスが提供されるよう、相談支援体制の充実を図ります。

さらには、障がいの特性に配慮した様々な媒体を活用した情報提供や、手話通訳者、要約筆記者の派遣などのコミュニケーション支援等により、情報・コミュニケーションのバリアフリー化を推進します。

ア 当事者本位の相談支援・生活支援体制の整備

- 地域自立支援協議会を活用したライフステージ別の相談支援体制の充実と保健、福祉、教育労働などの関係機関との連携強化の下、当事者本位の生活支援を図ります。
- 充実した相談支援体系の構築を図るため、地域バランスを考慮した相談支援事業所の設置や、多様化する相談内容に対応するための、基幹相談支援センターの設置について検討します。
- 成年後見センターの設置および運営について検討します。

イ 障がい者ケアマネジメント体制の確立

- 障害福祉サービスや児童通所支援を利用する場合において作成が必要となる「サービス等利用計画（児童の場合は障害児支援利用計画）」について、すべての利用者について作成が可能となるよう、指定特定相談支援事業所の設置・指定や、相談支援専門員の養成等の働きかけを行なうなど、障がい者（児）ケアマネジメント体制の確立を図ります。

ウ 障がい福祉サービス等の充実

- 障がい者一人ひとりのライフステージに応じた適切なサービスを提供するため、各種サービスへのニーズ等を踏まえながら、本計画の実施計画となる障害福祉計画に基づき、総合的な支援体制の確立やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進します。

エ 地域移行の推進

- 障がい者の地域での自立した生活に向けて、施設・病院からの地域移行の促進を図るため、グループホーム等の整備を進めます。

オ 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興

- 障がい者が定期的にスポーツを行える環境を整え、ボランティアとの交流を深めることでスポーツを通してのネットワークを広げるとともに、心身の健康維持や体力増進に寄与し、積極的な社会参加の推進及び生活の質の向上を図ります。
- 障がいのある人が、障がいのない人たちとともに文化施設等を利用し、芸術文化を享受できるよう、既存文化施設の改善（バリアフリー化）や、公共施設の使用料減免制度の活用により、障がい者の利用を促進します。

カ コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実

- 地域における聴覚障がい者のニーズに応じた手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行うコミュニケーション支援事業の積極的な運用を促進します。
- 手話通訳や点訳、朗読及び要約筆記奉仕員養成講習会の実施にあたっては、行政機関の職員の受講を勧奨するなど、コミュニケーション支援体制の充実に努めます。
- 当事者本位の相談支援・生活支援体制の整備と併せて、障がい特性に応じた、当事者の意思を尊重することのできる意思疎通支援のあり方についても検討します。

3 施策分野3 『保健・医療』

障がいのある児童や発達に不安のある児童については、できるだけ早期に必要な療育を行うことにより、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上が期待できることから、障がいの早期発見・早期療育のための体制の整備を進めるとともに、身近な地域において療育や疾病の予防・治療に関する相談を受けることができるよう、相談・支援体制の充実を図ります。

また、精神面・心の問題で悩み、社会生活への適応に困難を生じている方について、適切な相談対応を行うとともに、心の健康が保てるよう専門的な支援を行います。

ア 障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実

- 保健師の家庭訪問による育児指導、健康相談会の開催による相談・育児指導、乳幼児の発育の節目である4か月、10か月、1歳6か月及び3歳児に対する健康診査等の各事業を実施するとともに、子育てサポートセンター、市総合教育センター、特別支援学校、児童通所支援事業所、福島県発達障がい者支援センター等との連携を強化して障がいの早期発見・早期療育の充実に努めます。
- 発達障がい児等について、従来の保健事業に加え、発達障がいまたは疑いのある児童を養育する保護者が具体的な対応方法を身につけ、親子関係の改善、健全な発達を促すことを目的にペアレントトレーニング事業を実施するなど、さらなる支援の充実を図るとともに、障がい児の支援の経過や支援にあたっての留意点等を記載し、支援者が個々の障がいの特性を理解し円滑な支援を行なうための「サポートブック」の普及・活用を図ります。
- 相談体制の充実を図るとともに、児童発達支援センターの計画的な設置等により、必要な支援を受けられる体制の充実に努めます。

イ 障がいの原因となる疾病等の予防

- 介護予防に関する正しい理解と知識の普及を推進し、生活機能の維持・向上を図り、状態の重度化を予防します。
- いわき市シルバーリハビリ体操指導士養成や各種団体への体操指導士派遣、認知症サポーター養成講座の開催、介護予防（運動器機能向上、栄養改善、口腔器機能向上、認知症、権利擁護）に関する各種講演会を開催します。

ウ リハビリテーションと医療の充実

- 身体に障がいのある方がその障がい除去（または軽減）するための医療制度である「自立支援医療（更生医療・育成医療）」について、制度を必要とする方にその趣旨が行き渡るよう、患者や医療機関への周知に努めます。

- 市総合保健福祉センター内の「いわき市休日救急歯科診療所」において、一般の歯科診療所では通院治療が困難な障がい者を対象に歯科診療を行ないます。

エ 精神保健福祉の推進

- 精神面・心の問題で悩みを持つ方及び家族に対し、定期相談の開催や訪問指導等により、心の健康の保持増進及び心の健康づくりの支援をするとともに、精神障がい者の早期治療の促進及び社会復帰を支援します。
- 支援する側においては、各地区保健福祉センターや精神科病院、相談支援事業所等の担当者等で地域移行に向けての検討を行なう連絡会を設け、地域移行の推進を図ります。

オ 障がい特性に応じた地域保健事業の充実

- 難病患者等の療養上の不安の軽減、生活の質(QOL)の向上を図るため、地域の医療機関・福祉関係機関等との連携の下に、カンファレンス・医療相談会・研修会の開催、保健師等による家庭訪問など療育支援体制の整備を図ります。

4 施策分野4 『生活環境』

障がいのある方が安全に安心して生活できるよう、地域における暮らしの場の確保や建築物等のバリアフリー化を進めるなど、障がい者に配慮したまちづくりを推進します。

また、災害時における適切な情報伝達や安否確認、避難所での配慮等、災害発生時における支援体制の構築や、消費トラブルなどの防犯対策等について、次の取り組みを進めます。

ア 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進

- 「いわき市福祉のまちづくり整備指針」に基づき、障がい者や高齢者に配慮した、安全性や快適性の高いまちづくりを進めます。
- 市役所本庁舎をはじめとする市の施設においても、オストメイトに対応したトイレをはじめ、障がい者用駐車場、手すり、カウンター等の整備など障がい者のニーズを踏まえた整備に努めます。
- 公園等においても、階段のスロープ化や手すりの設置、多目的トイレの整備等を図ります。
- 公営住宅の建設にあたっては、障がい者向け住宅の確保を図るとともに、既存の公営住宅についても、障がい者にとって住みやすく改善できるよう配慮していきます。
- 障がいのある方の在宅生活を支援するため、専門家であるリフォームヘルパーによる住宅改修に関する相談・助言や、改修の際の費用の給付を行いません。

イ 地域における暮らしの場の確保

- 障がい者の地域での自立した生活に向けて、施設・病院からの地域移行の促進を図るため、社会福祉法人や病院と連携し、グループホームの整備を働きかけ、必要な支援を行いません。
- 障がい者の住まいの確保に向け、「住宅セーフティネット法」や家賃債務保証制度の活用について検討します。

ウ 施設等における安全体制の確保

- 災害や緊急時における安全体制の確保のため、災害が発生した時の避難場所、行政機関等の緊急連絡先、災害時の留意事項や備えを記載した市民向けの「河川洪水ハザードマップ」や「防災マップ」、「津波ハザードマップ」等について、関係地区住民や公共施設及び事業所などに配布し、自分の住む地域の災害危険度を知らせるとともに、自主的な防災活動及び災害時の避難行

動での活用を図ります。

エ 災害発生時における支援体制の確保

- 避難行動要支援者（災害時要援護者）の登録の拡大を図るとともに、効果的な避難支援を行うため、地域の自主防災組織、消防団および民生委員等と要援護者名簿を共有し、地域全体で要援護者を支援する仕組みを構築します。
- 災害時における避難所のうち、要援護者のための特別の配慮がなされた避難所として「福祉避難所」を設置し、要援護者に対する適切な支援を図ります。

オ 地域における日ごろの防災・防犯体制の推進

- 防災全般に関するパンフレットを作成し、意識の高揚を図るとともに避難場所に関する情報を提供し、緊急時にも慌てず避難できる体制を確立します。
- 各地域での防災訓練を通して、障がい者の防災意識の向上と、地域住民の理解促進及び協力体制の確立を図ります。
- 防災・気象情報、火災情報などをメールで配信する「防災メール配信サービス」の登録の拡充を進めるとともに、災害時に避難支援が必要となる災害時要援護者に対し、災害情報を適正に周知するため、自動起動機能付防災ラジオを整備し、避難行動に時間を要する災害時要援護者への貸与について検討します。
- 障がい者を消費者トラブルから守るための取組みとして、家族や地域住民、障がい者施設等による支援ネットワークの構築について検討します。

5 施策分野5 『教育・育成』

障がいのある子どもについて、乳幼児期から学齢期、さらには学校卒業後までの各成長段階において、適切かつ一貫した支援が受けられるよう、療育・教育環境の整備を進めるとともに、教育においては、障がいの有無にかかわらず、できる限り同じ場で共に学ぶことを目指しながら、個別の教育的ニーズのある子どもに対しては、必要な支援を行なえるよう、体制の整備を図ります。

また、障がい者の生涯学習活動への参加を支援するため、スポーツや文化活動の機会の提供などの支援を行ないます。

ア 一貫した療育支援体制の充実

- 障がいの原因となる疾病や障がいの早期発見から早期対応に係るシステムの整備、また、医療機関や関係機関との連携などにより、必要な療育の確保に努めるとともに、保育所、幼稚園の巡回相談の充実に努めます。
- 児童発達支援、放課後等デイサービスなどの児童通所支援事業所や、児童発達支援センターの整備により、療育支援体制の充実に努めます。

イ 障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成

- 障がい児保育に従事する職員等を対象として、適切な保育指導を行うための研修を充実し職員の資質の向上に努めます。
- 小・中学校の教職員についても、特別支援教育についての理解を深めるための研修や適切な学習指導を行うための指導法に関する研修を一層充実し、職員の資質向上を図ります。

ウ 「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進

- 教育、福祉、医療、保健、労働関係機関が緊密な連携のもと、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、幼稚園、学校等において「個別の教育支援計画」を活用した指導の充実に努めるとともに、学校等における円滑な学習活動の推進のため、支援員の配置の拡充に努めます。
- 「サポートブック」の活用により、児童・保護者・関係支援機関相互の円滑な情報の共有を図ります。

エ 社会的及び職業的自立の促進

- 関係機関等の緊密な連携により、障がい者個々のニーズや適性に応じ一貫した学校卒業後の就労支援を行うため、地域自立支援協議会「就労支援部会」の充実に努めます。

- 学校においては、特別支援学校・ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、保護者・生徒に対して適切な進路実現が図れるよう進路相談を行います。

オ 生涯学習活動の充実

- 障がい者の自発的・自主的な学習・文化活動の振興を図るため、障がい者サークル活動への講師派遣等の協力を行ないます。
- 総合図書館においては、障がい者のための点字図書、録音図書、大活字本等の貸出や対面朗読サービスなどを実施します。
- 文化施設やスポーツ施設について、誰もが安全に利用できるよう、さらにバリアフリー化を進めます。

6 施策分野6 『雇用・就業』

障がい者の自立及び社会参加を目指すうえで大きな意味を持つ雇用・就業について、働くことを希望する人が能力を発揮し、就労を通じた社会参加を実現できるよう、多様な就労の場を確保するとともに、障がい者の就業に向けての必要な支援や、職場への定着の支援など、サポート体制の充実を図ります。

また、一般就労が困難な方でも、就労や訓練の機会が確保されるよう、福祉的就労の場の確保や収入及び販路の拡大に向けての支援を進めます。

ア 就業支援及び生活支援施策の推進

- 雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点である「障害者就業・生活支援センター」と連携し、就業面及び生活面からの一体的な相談支援体制の構築に努めます。
- 特別支援学校卒業者等の就労系障がい福祉サービスの利用にあたってのアセスメントの実施について体制の整備を図ります。

イ 多様な就労の場の確保

- 障がい者の特性に応じた多様な就業の場や、就労の形態を選択できるよう、就業の機会の拡充に努めるとともに、就職説明会の開催など、雇用の促進のための取り組みを進めます。また、障がい者雇用に関する各種制度の周知や、趣旨の普及に向けての広報・啓発活動を行ないます。
- 市職員の障がい者雇用拡充のため、一般の職員採用試験における身体障がい者の年齢要件の緩和や身体障がい者を対象とした特別枠採用試験の実施等に取り組むとともに、正規職員のみでなく嘱託職員についても積極的な雇用に努めます。
- 知的障がい者等が、一般雇用に向けて経験を積むための「チャレンジ雇用」を引き続き実施します。

ウ 一般就労への移行促進の支援体制の充実

- 障害福祉計画に基づき、就労訓練を行う就労移行支援及び就労継続支援等の事業者の確保（充実）を図るとともに、就労系事業所の利用者について、企業での実習や施設外就労等、就職活動のための支援をはじめ、一般就労への移行を促進するなど、就労移行の推進に取り組めます。

エ 福祉的就労の充実

- 一般就労が困難な方でも、就労や訓練の機会が確保されるよう、就労継続

支援事業所の拡充に努めるとともに、就労系事業所における工賃をできるだけ増額できるよう、事業者の製品開発・販路拡大等の相談に応じます。

- 「障害者優先調達推進法」の趣旨に沿い、本市における物品や役務の調達についても、障害者就労施設等からの優先的・積極的な購入の推進に努めます。
- 公共施設内での「福祉の店」の開設など、販売機会の拡大について支援します。

V 資料編

集計・整理中